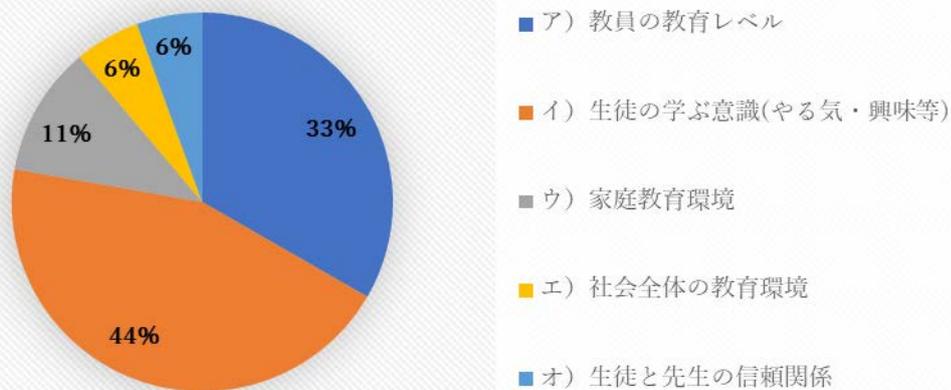


学力向上のために特に重要な事項(中学校)



問2 内容要約

教育の質を高めるための課題・改善点

- ・ 授業準備や教材研究のための時間の確保
- ・ 教員一人ひとりのゆとり、余裕の確保（教員の負担軽減や業務見直し等）
- ・ 若手を中心に研修の充実が必要
- ・ 働き方改革と教員の労働環境問題の解決が必要
- ・ クラス定員の削減や少人数授業の促進
- ・ 生徒指導・保護者対応、家庭環境への配慮等
- ・ オンライン環境の充実と、それを扱う教員のレベルアップ
- ・ 課題解決能力に弱さが見られるため、授業の工夫が必要
- ・ 学習の定着状況に応じた個別の対応・指導
- ・ 将来の夢や目標を意識させたキャリア育成の視点の導入
- ・ 家庭の教育力向上のための啓発活動
- ・ 新型コロナウイルス対応と教育の両立

教育の質を高めるための課題・改善点については主に上記のような内容の回答を入手した。大多数の回答内容が授業研究や教材研究のための時間の確保及び教員の負担軽減及び業務の見直しというものであった。教員の負担軽減を図ることで教員一人ひとりの余裕を確保し、その時間を授業準備や教材研究に充てることで学力の向上が実現できるが、実際はそれがなかなか実現できていない、ということがアンケートの結果から確認できた。

②実施した監査手続

- ・学力に関する施策について概要を把握するために関連資料の閲覧及び担当課への質問を実施した。
- ・市の公表物等の内容を分析し、市の分析内容の妥当性及び施策内容の有効性を検討した。
- ・全校アンケートを実施し、現場の実態の把握を行った。

③結果及び意見

(ア) 学校質問紙調査の統計的活用の促進について（意見）

市では、学校質問紙調査の評価結果の特段の公表等を行っていない。

しかし、前述のとおり、学校質問紙調査の「様々な文章を読む習慣を付ける授業を行ったか」という問いに対する肯定的な回答の割合は滋賀県と全国平均とに大きな差が生じており、市についても同様の傾向があることから、教育現場の意識や実践状況を示す一つの指標となっている。

また、国立教育政策研究所の公表しているデータでは、学校質問紙の結果と児童質問紙の結果をクロス集計することで、学校の教育活動と、児童生徒の教育活動の受け止め方の差異を分析するとともに、両者の相関関係の分析を行っている。

質問番号	質問事項
(11)	調査対象学年の児童に対して、前年度までに、将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか

<学校が回答した選択肢別の平均正答率>

選択肢	学校数	学校数の割合(%)	平均正答率(%)	
			国語(14問)	算数(14問)
1 よく行った	4,062	20.9	65.6	67.1
2 どちらかといえば、行った	12,128	62.3	63.9	66.2
3 あまり行っていない	3,149	16.2	62.2	65.3
4 全く行っていない	91	0.5	59.5	64.3

質問番号	質問事項
(43)	調査対象学年の児童に対する国語の指導として、前年度までに、様々な文章を読む習慣を付ける授業を行いましたか

<学校が回答した選択肢別の平均正答率>

選択肢	学校数	学校数の割合(%)	平均正答率(%)	
			国語 (14問)	算数 (14問)
1 よく行った	5,051	26.0	65.8	67.6
2 どちらかといえば、行った	12,113	62.3	63.7	66.0
3 あまり行っていない	2,257	11.6	61.2	64.4
4 全く行っていない	8	0.0	50.8	57.5

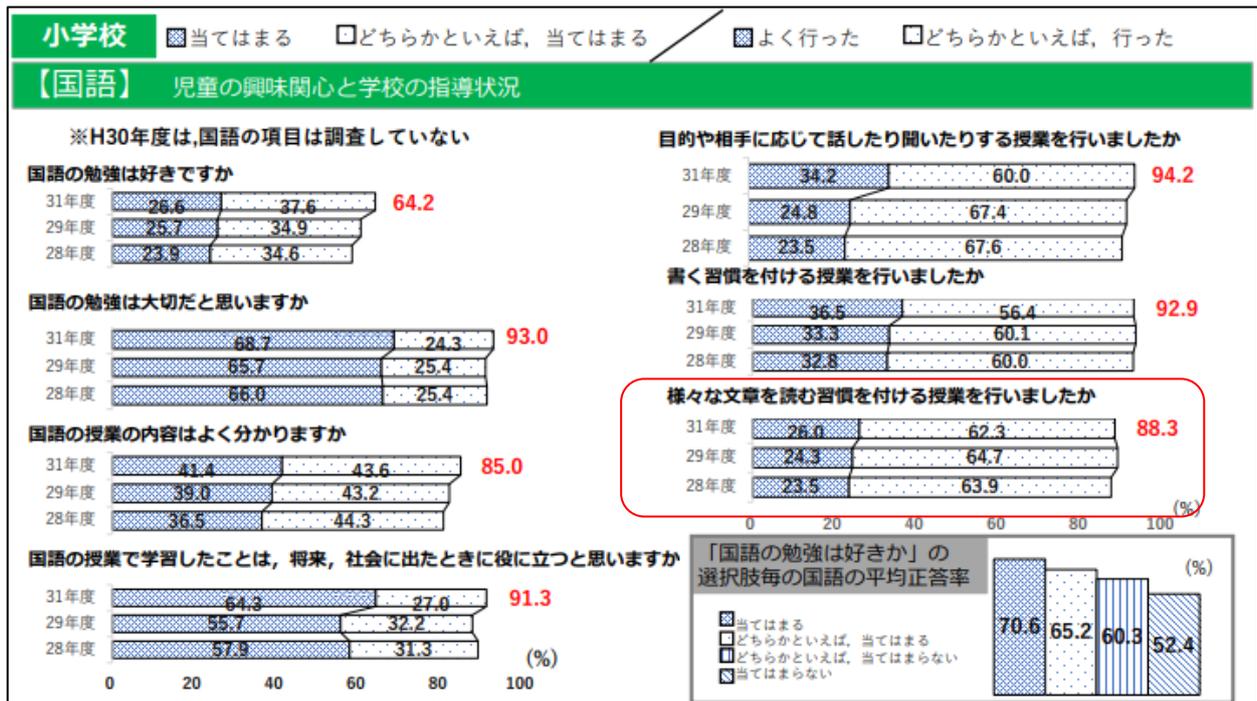
(出典：「令和元年度国立教育政策研究所 小学校質問紙クロス集計結果」より抜粋)

質問事項(11)と(43)については上表のとおりとなっている。

いずれの質問項目についても肯定的な回答をしている学校の方が、教科の得点についても高くなる傾向があることが確認できる。

次表は国立教育政策研究所の公表している全国学力・学習状況調査の結果の概要の抜粋であり、左側は児童質問紙の調査結果、右側は学校質問紙の調査結果を示している。

右側の学校における指導状況について、最も肯定的な回答(当てはまる)をしている学校が増加傾向にあり、その結果、児童の肯定的な回答の割合が増加傾向にあることが確認できる。



(出典：「国立教育政策研究所 分析結果」より抜粋)

こうした統計結果は、各学校においては、全体結果と自校結果を比較分析することを通して、自校の課題を明確にすることが可能となり、教育委員会としても取組内容の学校指導への反映状況、児童成績への影響度を計る指標として活用できる。

市として、滋賀県、全国と比較して良い傾向の出ている質問項目や悪い傾向の出ている質問項目それぞれあることから、学校質問紙の内容も必要に応じて分析・開示等を行い、学力に係る施策の検討・評価のツールとして更なる活用を図ることを期待したい。

(イ) 情報開示の充実・促進について（意見）

教育委員会等では学力の向上を実現すべく、様々な事項を検討し、分析を行っている。しかし、現状情報開示されているものは、「大津市教育振興基本計画及び大津市教育大綱」やその評価資料である「大津市教育振興基本計画進捗状況に係る評価及び教育委員会の点検・評価に関する報告書」を除くと「全国学力・学習状況調査の実施結果について」等であり、決して多くの情報が開示されている状況とは言えない。「全国学力・学習状況調査の実施結果について」についても、調査結果のおおまかな内容が示されているのみで、調査結果の詳細まで把握できるものではなく、また、データの公表も行われていない。大学

と連携した学力調査・授業改善や光ルくん調査といった様々な取組の内容やその成果についても詳細な情報の開示はない。

確かに、全国学力・学習状況調査により測定できる情報は学力の特定の一部分であるし、情報公開による結果の序列化や過度な競争が生じないようにする等教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。また、一つ一つの取組がどの程度効果があったかどうかを測定することも難しい側面がある。

しかし、学力という要素は市民の興味・関心の高い項目であり、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要である。

第3期大津市教育振興基本計画において、基本方針として「社会全体で子どもを育てます」と定めている。

市は情報の質に配慮しつつ、教育の現状についての情報を可能な範囲で公開することで、市民や社会全体に教育の現状・課題等を理解してもらうことができ、その結果として市民や社会全体の協力が得られ、社会全体で子どもを育てることができるようになる。

市では質問紙調査の内容の公表等を行っていないが、他の市町村ではデータの公表や分析結果の公表を行っている所がある。例えば、守口市ではホームページ上で質問紙調査の結果を全て公開しており、また、高岡市では学校質問紙の調査結果の分析を行い、その概況を示すとともに課題点等を明示している。

質問紙調査に限るものではないが、市も教育への取組についてはホームページや広報誌等を活用し、積極的に情報発信していくことを期待したい。副次的ではあるが、積極的な情報配信を行うためには取組の内容及びその成果を検討する必要があり、PDCAサイクルの活用促進にも寄与することが期待できる。

(ウ) PDCA サイクルの深度ある活用の期待（意見）

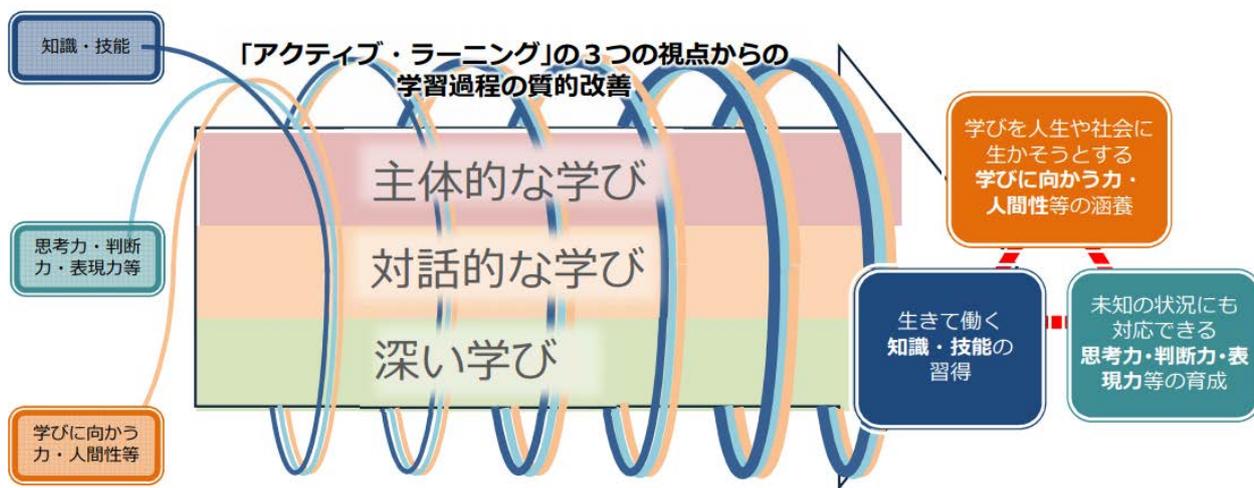
市では、第2期大津市教育振興基本計画の中で学力を重要戦略の1つとして位置付け、それに対する施策の実行を通じて、一定の成果を得てきた。しかし、平成31年度（令和元年度）の全国学力・学習状況調査の結果、特に国語を中心に児童の興味関心が低く、また、その傾向が過去から続いている状況がある。

包括外部監査人の実施した全学校へのアンケート調査の結果から、学力向上のためには教員の負担軽減や業務内容の見直しを通じて、教員の時間を確保し、その時間を授業研究や教材研究のための時間にすることが必要だということが確認できた。この点、教育委員会もこの事実を把握しており、第3期大津市教育振興基本計画においても課題として認識できている。

しかし、実際に現場で指導（Do：実行）しているのは教員であり、認識した課題を解決するための施策を行った結果として現場の教員が改善や満足を感じるものとなる必要がある。課題を認識しているが、その解決には至っていないという現状・現場の声はPDCAサイクルを実行するうえで重要な事項であり、教育委員会ではこの現場の声を踏まえて、Check（評価）、Action（改善）し、次のPlan（計画）につなげていく必要がある。

仮に総労働時間が同じであったとしても、教員が重要と考える授業研究の時間、児童と向き合う時間に対する相対的割合が高まれば大きな成果である。教員の授業・教材・児童と向き合う時間の確保こそが学力向上に必要な事項であり、そのためにも教員の業務内容の精査・重要度に応じた分類、取捨選択をこのPDCAの一環として取組改善を促進する必要がある。

新しい教育指導要領では主体的・対話的で深い学びの実現を目指しており、全国学力・学習状況調査の教科に関する調査で測られる学力はアクティブ・ラーニングを進めるうえでの基本的な知識・技能であり、その先の思考力・判断力・表現力の基礎となるものである。できる、わかるという経験が学びの原点になるといえるため、「学力」についてはいつの時代も重要な要素である。



（出典：「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の新学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）補足資料」より抜粋）

現場の満足感・充実感を高めることで、その結果として学力の指標が向上することが望ましい。第3期大津市教育振興基本計画を進めるに当たっては、現

場の声を生かしつつ、客観的指標を用いた分析を進め、今後さらなるPDCAサイクルの活用を通じて、市の求める学ぶ力が向上していくことを期待したい。

(2) ICT 教育

①実施した監査手続

- ・担当課に質問及びヒアリングを実施した。
- ・稟議書及び契約書並びに入札関係書類等、関係書類を閲覧した。
- ・学校現地調査において ICT 機器の実際の管理状況や使用状況等を確認した。

②結果及び意見

(ア) ネットワークと情報セキュリティについて

i) ネットワーク及びシステムの概要

各学校の教員が用いる校務用端末及びパソコン室の生徒用端末並びにタブレットは、校内にあるサーバを通じて、教育委員会のデータセンターに接続している。校内のネットワークは校務セグメント及び教育セグメントに分割されており、教育セグメントは通常の学校教育に用いるデータが格納されているのに対して、校務セグメントにはより秘匿性の高い情報が格納されている。

パソコン室の生徒用端末並びにタブレットは教育セグメントのみにしかアクセスできず、校務セグメントにはアクセスできない。同様に、図書室等の図書貸出管理用端末等のほかの端末からも、校務セグメントにはアクセスできない。

以上のように、校務セグメントは教員が用いる校務用端末からでしかアクセスできないが、より高いセキュリティを確保するため、ハードロッキーと呼ばれるUSB型セキュリティキーを校務用端末にUSBポートに接続した状態でなければ校務セグメントに格納された秘匿性の高い情報にはアクセスできない。さらに、外部への情報漏洩や外部からのアクセスを防ぐため、ハードロッキーを接続した状態の校務用端末は外部のネットワークから自動的に遮断されるようになっている。

また、各教員の校務用端末はノート型PCであるが、学校外部への持ち運びや盗難等がなされることがないように、金属チェーンにより各教員の机に物理的に固定されている。

ハードロッキーは各学校教職員室に鍵のかかる保管庫が設置され、保管庫内で管理されている。また、表計算ソフトによる連番管理がなされ、連番のシールが貼付されている。

ハードロッキーは校長・教頭・事務職員・教員の4段階のアクセスレベルを有しており、それぞれでアクセスできる秘匿情報のレベルが異なっている。

なお、ハードロッキーは、令和3年2月にセキュリティ強化のためのログイン方法の変更により使用しないこととなる。

また、平成26年から、教育委員会では統合型校務支援システムを活用している。当該システムはイントラネット上のサービスであり、各教員は個人でログインパスワードを設定してログインする。校務支援システムでは、各種名簿や各担任や各教科担任、各種部活動・委員会活動等の情報が格納される。

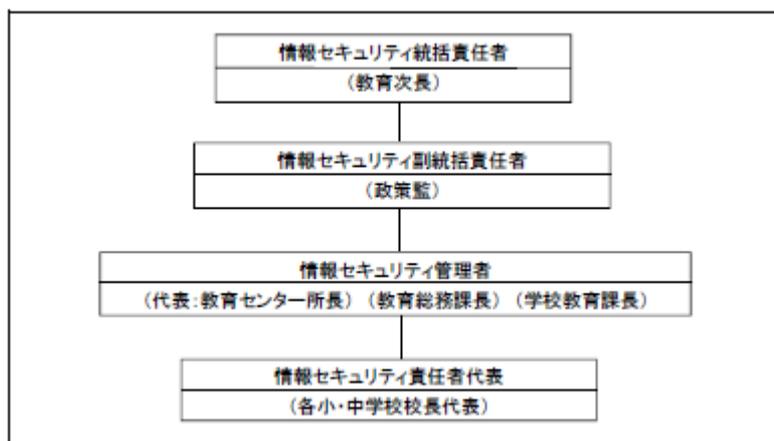
校務用端末の最初のログイン画面でもパスワード認証が求められるが、校務用端末のログインには、市全体でただひとつのログインID及びログインパスワードが、全ての市教職員により、共有で用いられている。

なお、令和3年2月から、セキュリティ強化のため、ログイン方法が変更される。

ii) 大津市立学校情報セキュリティポリシー

市では平成22年に大津市立学校情報セキュリティポリシーを定め（直近改定は平成27年）、情報セキュリティ委員会を設置している。当該ポリシーにおいて、情報セキュリティの基本方針、対策基準、実施手順が定められており、その中で情報セキュリティ責任者や、各種セキュリティやUSB等の記憶媒体の管理及び持ち出しの管理等、またソフトウェアやアプリケーションの導入に係る許認可申請等が定められている。

【市の情報セキュリティ責任者】



(出典：「大津市立学校情報セキュリティポリシー」より抜粋)

iii) ハードロッキーの総数の管理について (結果)

ハードロッキーについて、市全体の保有総数が不明となっていた。

学校現地調査の結果、各教職員に配備されたハードロッキーについては表計算ソフトによる管理台帳によって管理ができていたものの、備品台帳と一つ一つのハードロッキーの個体の突合ができなくなっていた。つまり、備品台帳に記載されているハードロッキーの管理番号と、現に学校にあるハードロッキーの管理番号があっているかどうか、突合できない状態である。

未使用等を含む、市全体のハードロッキーの総数については、備品台帳も、表計算ソフトによる各学校の管理台帳でも、どちらでも数を合わせる事ができず、市にハードロッキーが総数で何台あるかがわからず、棚卸ができない状態になっていた。

ハードロッキーはその性質上、個人情報を守る重要な物理的セキュリティである。校務用端末のログインが市全体でログインID及びパスワードが1つのみであって、物理的なハードロッキーが情報セキュリティの要となっているところ、ハードロッキーの総数が不明という現状は、セキュリティに課題があると言わざるを得ない。市では、令和3年2月にハードロッキーの使用を取りやめ、ログイン方法の変更によりセキュリティ強化するが、引き続き、個人情報の確実な保護等につながるセキュリティ対策を講じる必要がある。

iv) セキュリティポリシーの事故時のセキュリティ対応について（意見）

大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、ハードロッキーについて「紛失等がないように管理を徹底すること。」と定めているが、紛失した場合の対応の記載がなかった。

大津市立学校情報セキュリティポリシー上は情報セキュリティインシデント発生時には、情報セキュリティ委員会を開催することとされているが、ハードロッキーの紛失を事由にした情報セキュリティ委員会は過去に一度も開催されておらず、紛失は稟議書等によってその対応が決裁されている状態にあった。

ハードロッキーはその性質上、紛失が絶対にあってはならない性質の物品であることから、紛失した場合の措置をあえて定めていなかったものと考えられるが、紛失時等の対応方針を定めておけば、ハードロッキーの総数が分からないといった事態を予防できていたことも考えられる。

情報セキュリティインシデント発生時における対応について定めておくか、事案に応じてポリシーに従って情報セキュリティ委員会を開催する等の対応をすることが望まれる。

v) ログインパスワードについて（意見）

校務用端末は教職員一人当たり1台ずつを割り当てているが、ログインについては、市教職員の全員が同一IDの同一パスワードを使用してログインしている。この市教職員の同一パスワードについては、平成21年に校務用端末が導入されてから一度変更されたのみで、新人の教員にはOJTで口頭等により、この同一IDと同一パスワードが伝授されるという仕組みとなっているとのことである。なお、大津市立学校情報セキュリティポリシーでは、ログインパスワードは定期的に変更することと明記されている。

校務用PCへのアクセスについてはパスワードのほかに、別途、USB型のハードロッキーを用いた物理的なアクセス制限をかけることによってセキュリティが担保されている状態となっており、パスワードだけをもってセキュリティ全体を脅かすものではないものの、上述のハードロッキーの諸課題も鑑みれば、市の校務用端末へのアクセスセキュリティは、脆弱であると言わざるを得ない。

市では、こうしたことを受け令和3年2月にログイン方法の変更によりセキュリティ強化するが、引き続き、定期的なパスワードの変更などセキュリティ対策を講じる必要がある。

(イ) 過年度に取得したタブレットの管理台帳の未整備について（結果）

タブレットについては、GIGAスクール構想の実現する前から、標準的な学校で1学校当たり41台のタブレット端末を整備している。タブレット端末はリース品であって市に所有権がないことを理由に、備品台帳に登録されていない状態となっていた。

ただ、現にタブレットの現物が学校にある以上、市の備品台帳には登録されないとしても、タブレット現物を管理する管理台帳は整備されるべきであるところ、タブレット端末の管理台帳を整備することを定めた規定がなく、タブレットが何台配備されているかを管理している台帳が存在していなかった学校があった。

往査した各学校のタブレットには、シールで1～41までの連番が貼付されていたが（41台配備されていない学校については41より少ない番号）、学校が独自で管理台帳的なものを整備している場合もあったものの、タブレットに貼付された番号と突合すべき管理台帳がない状態となっている。

USBやそのほかのICT機器は備品台帳の登録や管理台帳の整備がなされている中、タブレットについては各学校にも管理台帳が存在せず備品台帳にも登録がなされていなかったことから、少なくともタブレットの管理台帳を整備する必要がある。

(ウ) GIGA スクール構想で取得するタブレットの管理について（意見）

新型コロナウイルス感染症禍の影響もあり、国の「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」として、一人一台端末の早期実現に向けた予算が計上され、当初の令和5年度整備完了予定が前倒しされており、市においても緊急で今年度中に小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒分の端末を導入する予定である。

上記結果に絡み、大量のタブレットを令和2年度中に一度に導入することとなる中で、持ち運び可能なタブレットの管理がさらに重要性が増すことは自明である。

現状において管理台帳がない状態にある中で、タブレットの管理が適切になされるよう、タブレットの厳重な管理体制を構築する必要がある。

(エ) 大津市教育の学校教育情報化推進計画の策定について（意見）

令和元年度に公布、施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条第2項では、市町村に学校教育情報化推進計画の策定努力を求めている。

市ではICTに対する取組を積極的に行っているところであるが、今後は、今年度末までに策定予定の学校教育情報化推進計画を基にし、市教育におけるICT教育の推進を図っていくことが望まれる。

学校教育の情報化の推進に関する法律 第九条
2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育情報化推進計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、学校教育情報化推進計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村学校教育情報化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(3) 国際理解教育・外国語教育

①実施した監査手続

- ・ 主要な契約事務について、資料の確認を行った。
- ・ アンケートを実施した回答を分析した。
- ・ 各種関連資料の査閲を行った。
- ・ 学校現地調査において英語授業の視察及び教員へのヒアリングを行った。

②アンケート結果

大津市内の小中学校に対して、国際理解・英語教育に関するアンケートを実施した。

質問項目は以下のとおりである。

	小学校	中学校
1 貴校の英語教育体制について教えてください。		
1-1 英語科教員数	○	○
1-2 小学校で英語を教える教師数	○	
1-3 中学校英語教員免許保持者数		○
1-4ALT の配置人数	○	○
1-5 英語教育用の ICT 機材の使用の有無（有の場合、具体的に記載）	○	○

②貴校で実践されている、英語嫌いを防ぐ授業についての工夫、特色ある取り組みについて教えてください。		
2-1 授業の工夫	○	○
2-2 特色ある取り組み	○	○
③新学習指導要領の適用を踏まえ、実施されている英語教育体制向上のための取り組み（研修等）について教えてください。		
3-1 取り組み（研修等）	○	
④貴校の授業における英語の平均使用率を記載してください。また、使用率が低い場合の原因について教えてください。		
4-1 授業での使用率※	○	○
4-2 低くなった理由（50%未満）	○	○
※文部科学省 英語教育実施調査に基づく		
⑤ALT の令和元年度の稼働率を記載してください。また、稼働率が低い場合の原因について教えてください。		
5-1ALT の稼働率※	○	○
5-2 低くなった理由（50%未満）	○	○
※活用時間数÷稼働時間数で算出		
⑥ALT に対する総合的な評価、課題、不満となる点、ALT と教員の間での授業作りの工夫について教えてください。		
6-1 評価	○	○
6-2 課題	○	○
6-3 不満な点	○	○
6-4 授業作りの工夫	○	○
⑦大津市では小学校 1 年生からの英語教育を平成 28 年から進められていますが、成果と課題についてあれば具体的に教えてください。		
7-1 成果	○	
7-2 課題	○	

(ア) 小学校

小学校のアンケート結果をまとめると以下のとおりである。

i) 英語の教育体制

小学校では英語科の教員免許は必ずしも必要ないが、英語科教員を配置しているところが見られた。

外国語指導助手（以下「ALT」という。）の配置数は、学校規模に応じて、学校当たり0.25から1.5人となっている。

英語授業におけるICT機材としては、デジタル教科書を大型TVに投影して使用したり、教室のパソコンで音声や動画を視聴しているという回答が大半であった。

ii) 授業の工夫

簡単なゲームを取り入れたり、動作を取り入れる、早口言葉や歌やリズムで英語に触れる等、児童が楽しみながら英語を習得できるような工夫を行っているとのことである。

また、地域の社会人に授業に入ってもらったり、大学の留学生との交流を行っている学校も見られた。

iii) 研修

授業研究会や教材研究の実施、ALTとの定期的な授業研究、教育センターや他校での校外研修を受講し校内に伝達するといった活動が行われている。特に今年度は新学習指導要領の開始初年度であり、それに向けた研修も実施されていた。

iv) ALT の活用

ALTの稼働率（勤務時間のうち、授業を行っている時間の割合）は学校によってばらつきがあるが、56%～98%となっている。平均値は78%である。

ALTへの評価を聞いたところ、全般的に高い評価を得ており、課題や不満な点について特に無いとしている学校も多い。

評価できる点としては、子どもたちへの積極的な関わりや、明るくコミュニケーションを取りやすい雰囲気づくり、等が挙げられているほか、教材研究への取組や授業で異文化理解の話を行う等、授業の質の向上に向けた取組も評価されている。

課題として一番多く挙げられたのが、打ち合わせの時間の少なさである。小学校のALTは中学校よりも30分長く勤務しているが、特に稼働率が高い学校において、授業前後の打ち合わせに十分な時間が取れないことが課題となっている。

また、ALTの交代頻度の多さや個々人のキャリア・経験の差、まったく日本語が話せずに困るといった回答もあった。

ハード面では、ノートパソコンの割り当てがALTに無いことについて問題とする回答もあった。

v) 小学校1年生からの英語学習に関する成果と課題

市では、小学校1年生からの英語教育を進めているが、このことに関して、英語に対する苦手意識、抵抗感の軽減、3、4年生からの外国語活動へのスム

一ズな導入への貢献、ネイティブの発音を早くから聴くことによる耳の慣れ等、肯定的な回答が数多く寄せられた。

一方、課題としては、教師側の指導力の向上の必要性に関する回答が多かったほか、まだ国語の読み書きも満足ではない低学年段階における英語授業の難しさや、多くのクラスで英語をしている結果、ALTが十分に授業に入れないことを課題とする回答もあった。また、他の科目に割く時間が圧迫されている、という回答もあった。

(イ) 中学校

i) 英語の教育体制

中学校における英語の教育体制としては、英語科選任教員のほかALTが1校当たり0.5人～1人配置されている。

また、小学校と同様、大型TVを用いてデジタル教科書を投影したり、パソコンやタブレット（原則、各学校に41台配置）を活用して授業を行っている。

ii) 授業の工夫、特色ある取組

歌やゲームといったアクティビティを取り入れたり、グループ学習の導入、パワーポイント等の視聴覚教材の活用といった回答が寄せられた。

特色ある取組としては、音読活動や、単語の理解度チェックを生徒同士でさせる、学びあい学習の実施等が行われている。

iii) 授業における英語の使用率

文部科学省が実施する、「英語教育実施調査」に基づく授業における英語の使用率を尋ねたところ、30%～80%の範囲で回答があった。中学校の英語では文法を含め、理解すべき内容が幅広いが、英語のみの授業では、理解が追いつかない生徒もあり、不安を感じることも考慮している、という回答があった。

iv) ALTの活用

ALTの稼働率（勤務時間のうち、授業を行っている時間の割合）は学校によってばらつきがあるが、28%～65%の範囲で平均は48%であった。ALTの稼働率が低くなっている理由については、時間割編成上の都合による、教育課程上の都合による（日本人教師の指導が効果的な学習内容）等の回答があった。

ALTへの評価を聞いたところ、多くが高い評価を得ている一方、小学校に比べるとネガティブなコメントが散見される結果となった。

評価できる点としては、生徒への積極的なかわりや、コミュニケーションを大事にする姿勢、授業への関心を高める努力、熱心な教材研究への取組も挙げられている。

一方、課題や不満な点として、小学校でも見られたが、短期間でのALTの交代による、コミュニケーションの問題、うまくコマが入らない等のカリキュラム編成上の課題、打ち合わせ時間が十分に確保できない、といった点が挙げられている。

中学校の英語授業では、文法等の授業も多く、ALTを活用することが難しいコマもあるため、全ての時間を授業で使うのではなく、英作文のサポート、チェック等、授業外での作業を依頼するケースもあるとのことである。

(ウ) 見えてきた課題

小学校においては、平成28年度から市内全校で小学校1年生から実施されることとなった英語教育・外国語活動が5年目に入り、デジタル教科書等のICT、ALTを活用した双方向的な授業が定着しつつある印象を受けた。一方で、英語を教える小学校教員のうち、英語科免許を取得している教員は限定的であり、英語の授業を上手に行うことに対する不安も見られた。また、ALTの稼働率が高水準となっており、十分な打ち合わせ時間が取れないことによるコミュニケーション不足に陥っている、また一部の授業には配置しない等の措置を余儀なくされているケースも見られた。

中学校においては、ICTやALTを活用して英語教育の高度化を進めている反面、中学校で教えなければならない英語カリキュラムと、英語を使用した授業の両立の難しさや、ALTの活用についても小学校とは同じようには行かない難しさも垣間見える結果となった。

また、今後は、市独自の小学校からの英語カリキュラムを終えた生徒が中学校に入学し、中学校で教えるべき内容も年々変容していくことが予想されることから、難しいカリキュラム体系の見直しが必要となる。小学校で培ったコミュニケーション力、ヒアリング力を生かしつつ、中学校における英語学習内容を高める観点から、小・中学校間における円滑な接続のためのより一層のコミュニケーションが求められるといえる。その中で、市の児童生徒が相対的に苦手とされる「話す」能力の向上に向けた取組が求められる。

③結果及び意見

(ア) 外国語指導助手 (ALT) 派遣業務委託

i) 概要

ALTの派遣については、公募型プロポーザル方式により事業者を毎年選定している。

契約形態としては、労働者派遣法に基づくALTの派遣を委託している。

委託契約の概要

派遣人数：40名（うち、小学校専任及び小・中学校兼務 24名、中学校専任 16名）
勤務時間：7時間半/日（小学校専任、小・中学校兼務）、7時間/日（中学校専任）
派遣延べ日数：6,404日（通常授業 160日×40人、夏季研修 3.5時間×4×2人）
契約総額：181,118,444円（税込み）（令和元年度）

ALTの派遣先については、仕様書で予め定められている。

ALTの品質確保のため、定期的にアンケートが実施されており、担当教員がALTの勤務状況についてフィードバックする仕組みが設けられている。

今回の包括外部監査においてもALTの活動状況についてアンケートを行ったが、全体的には高い評価を受けている。

ii) ALT が使用する ICT 機器について（意見）

学校におけるICTの使用に関して、教員は個人のPCを学校に持ち込むことは認められておらず、市貸与のPCを使用することが求められている。一方、ALTもPCを使用する場面があるが、その場合は、教員が持っているPCを借りるか、ALT本人の私用PCをセキュリティに注意しながら使用している。

なお、本委託契約仕様書において、以下のとおり規定されており、ALTが個人所有するPCの使用について一定条件の下許容されている状況である。

ALTが学校で作業する場合は、原則、学校職員のパソコンを共有することとするが、ALT個人のパソコンを学校に持ち込む場合は、必ずセキュリティチェックを行うこと。また、作業したデータを保存するUSBは、学校所管のものを使用すること。
--

（抜粋：「大津市外国語指導助手（ALT）派遣仕様書」より抜粋）

今回、小中学校2校でヒアリングを行ったが、いずれもALTは私用PCを利用しているとのことであった。なお、インターネット環境には接続せずに使用しており、児童生徒の氏名等の個人情報については私用PCには格納しない、データをUSBで授受する際にはセキュリティチェックを行う等の取扱いを実施しているとの説明を受けた。

ここでALTの勤務状況を確認すると、派遣先の学校での勤務は年間160日に上っており、常勤に近い状況となっているといえる。また、教材の研究開発やICTを使った授業等、ALTにとってもICT機器は授業の実施に欠かせなくなっている状況にある。教員のパソコンを使用するといっても、所有する教員が使用している間は使用することができず、使用に制限を伴う。また、個人PCの利用に関して、セキュリティチェックを行い、USBは学校所管のものを使用するといっても、生徒の個人情報が誤って個人PCにコピーされる可能性等、人為的なミスが生じる可能性を排除することができない。

本年度、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒へのタブレットの配備が進められているところであるが、今後の更なるICT機器を使用した教育環境に鑑みれば、インターネット環境に入ることができない個人PCでは授業中にタブレットにおける入力結果を受信することもできず、授業として十分に機能しないのではないかと思われる。ALTに対しても、市としてノートPC等のICT機器の貸与を行い、英語教育の高度化に向けた基盤を整備するとともに、情報セキュリティにも一層配慮すべきである。なお、端末整備に当たっては、英語教育に必要な十分なスペックを有していればよく、最低限のアプリケーションがインストールされていれば機能することから、機器整備に当たってはコストパフォーマンスについても考慮する必要がある。

iii) ALTの活用状況について

令和元年度におけるALTの配置コマ数、活用率の関係を分析した。

なお、ここでいう活用率とは、「ALTが教室で授業を行ったコマ数実数÷ALTの年当たり配置コマ数」で計算される、ALTの授業参加率のことを指す。ALTは授業に参加して指導する以外に、英作文の添削や、授業実施に向けた準備作業などを空き時間を使って実施している。

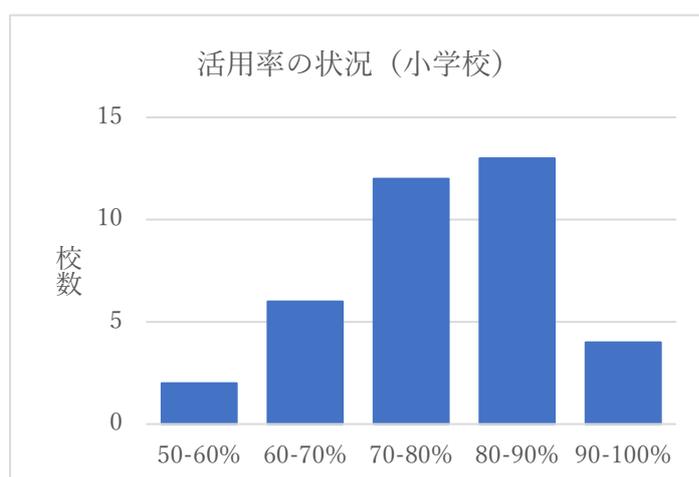
a) 小学校の状況

大津市内の小学校37校に対するALTの配置コマ数は21,045コマとなっており、多くのALTが小学校に配置され、授業に参加していることが分かる。

年間配置コマ数と、実際の授業コマ数から計算される「活用率」についても全体で78.6%となっており、平均でも5コマあるうちの4コマにおいて授業に参加している計算となる。

学級当たりの配置数（年間配置コマ数÷通常学級数で計算）で見た場合、小規模校を中心に最大年間45.8コマが配置されているのに対し、27.7コマにとどまっている学校も見られる。

また、学級当たりの実際授業数（ALTの実際授業コマ数÷通常学級数で計算）で見た場合、年間39.7コマに上る学校から16.4コマにとどまる学校までかなりのばらつきがみられる。



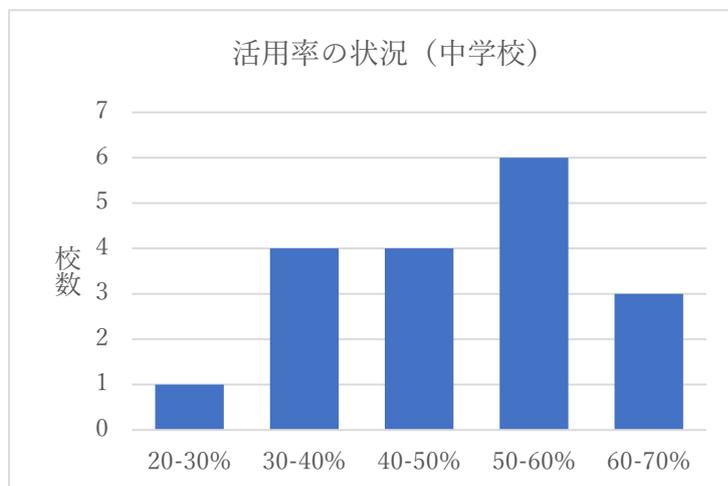
b) 中学校の状況

大津市内の中学校18校に対するALTの配置コマ数は15,555コマとなっており、小学校と同様、多くの授業にALTが参加できる体制が整備されている。

一方、年間配置コマ数と、実際の授業コマ数から計算される「活用率」については全体で49.3%となっており、ALTが勤務する時間のうち、半数の授業にのみ参加している計算となる。

学級当たりの配置数（年間配置コマ数÷学級数で計算）で見た場合、最大年間68.6コマが配置されている学校があるのに対し、35.2コマにとどまっている学校も見られ、最大2倍近い配置数の違いがみられる。

学級当たりの実際授業数（ALTの実際授業コマ数÷学級数で計算）で見た場合、年間33.1コマに上る学校から13.0コマにとどまる学校まであり、最大で2.5倍程度のばらつきがみられる。



c) ALTの更なる活用効率化（意見）

上記のとおり、大津市内の小中学校において多くのALTが配置されているが、小学校、中学校でそれぞれ事情は異なっており、また学校間でも活用状況に違いがみられた。

小学校では、ALTが担当するコマがかなり多く、アンケート結果において授業前後の打ち合わせができない、といったコメントを裏付ける結果となっている。一方で中学校全体の活用率は49.3%にとどまっており、学級当たりコマ数では小学校（33.8コマ）よりも潤沢にALTが配置されているものの（48.5コマ）、活用方法について現場が対応しきれていない面も見られた。

どの程度、ALTを授業に参加させるかについては、各学校に一定の裁量があることは理解するが、折角のALTを有効に活用するための努力、配置コマ数の見直しは継続的に行われる必要がある。

また、活用率が低い小中学校からは配置数を削減する等、学級当たり配置数を決定するに当たり、足元の活用状況を踏まえた配分を毎年行っていくべきと考える。

なお、令和2年度においては、ALTの配置数を見直し、中学校におけるALTの配置数を削減することによって全体の活用率を高める変更が行われている。

また、中学校において活用率が比較的低くなっている要因として、ALTの配置コマ数、時間割の割り当てが3月にずれ込むことから、中学校のカリキュラム編成上、ALTをうまく活用するための時間割が設定できない面もあるとのことである。これについては後述の複数年契約の導入等によって、安定的なALT配置体制を構築することにより、中学校カリキュラム編成において、ALTがうまく授業に参加できるような時間割の設定を考慮すべきである。

iv) 複数年契約の検討について（意見）

現在、ALTに関する派遣委託契約は、単年度の委託契約となっており、毎年公募型プロポーザルを行い、事業者を決定している。事業者が決定されるのは3月頃であり、4月のALT派遣に向けて派遣先学校の割り当て等の調整が進められている。

一方で、教員との関係構築、授業の進化を進めるうえで、単年度で事業者が交代する、或いはALTが交代することが、現場にとって課題となっている。中学校のALT配置に当たって、カリキュラム編成のタイミングに間に合わないことがALT活用率の低下の一因となっている可能性もある。

ALTを活用した英語教育は、今後なくなることは想定されず、質の高い教育のためにALTと現場教員との連携が一層求められるところである。

委託契約ではあまり例が無いとのことであるが、実質的な複数年契約を考慮した公募型プロポーザルを実施し、事業者においても中長期的に質の高い教員を雇用・育成することのできる契約形態も検討してもよいのではないかと考えられる。

これまでは、小学校の英語教育内容の見直しに伴い、英語教育に係るコマ数が増減し、必要となるALTの人数も変化していたため、単年度で契約することには一定の合理性が認められるが、今後は現状のカリキュラムでの教育が想定されるので、そのような観点からも複数年で契約することに不都合はないといえる。

(イ) 帰国・外国人児童生徒 日本語指導員派遣事業

i) 概要

近年の国際化が進展する状況において、海外で現地教育を受けてきた児童生徒の帰国や、研修や就労を目的とした外国人の入国が増えているなか、学校では、日本語の話せない帰国児童生徒や、外国人児童生徒の教育が大きな課題となっている。

そこで、市は、外国語の話せる指導員（以下「指導員」という。）を学校に派遣し、日本語の話せない帰国児童生徒や外国人児童生徒が、日本語による日常会話ができることを目的に、日本語指導を実施する日本語指導員派遣事業を行っている。

市は、学校からの要請を受け、公益財団法人大津市国際親善協会に、当該児童生徒の母語を話すことができる指導員の紹介を依頼し、紹介を受けた日本語指導員を学校に派遣している。

当該事業は、日本語が話せない帰国・外国人幼児児童生徒への日本語指導実施要項（以下「日本語指導実施要項」という。）に基づき、実施されている。

派遣校数：9校（うち、小学校8校（児童のべ16名）、中学校1校（生徒のべ1名））
指導員数：ロシア語1名、中国語1名、インドネシア語1名、タガログ語1名、スペイン語1名、ビサヤ語1名、ポルトガル語2名
謝礼：3,600円／時間（交通費込）
派遣時間数：原則として週2時間×35週。但し、70時間の範囲内で集中指導可能
同（実績）：合計420時間
支出総額（実績）：1,512千円（令和元年度）

ii) 指導員への依頼の承諾について（意見）

市は、公益財団法人大津市国際親善協会から紹介を受けた人材に電話連絡をとり、承諾を得たうえで、指導員及び学校に指導員の依頼文及び通知文を送付している。

指導員への依頼文には、1. 児童生徒氏名、指導言語、時間数、2. 指導依頼期間、3. 指導場所、4. 内容、5. 謝礼が記載されているが、指導員の承諾については、上述のとおり、事前の電話による承諾のみで、文書等では入手していない。

現在依頼している指導員は従来から継続して依頼している指導員が多く、これまでトラブル等は発生していないとのことであるが、今後のトラブル等の回避のため、承諾書を入手することが望まれる。

iii) 指導実績報告書の提出について（意見）

指導員への謝礼は、毎月、指導員の確認印と校長印を押印した指導実績報告書を学校が学校教育課に提出し、それに基づき、当月分を翌月に支払うこととされている。

令和元年度に派遣している指導員の指導実績報告書を閲覧したところ、指導実績報告書が提出されていない月が散見された。それは、指導実績がない場合には、指導実績報告書の提出は要求されていないためであるが、指導員の派遣を受けている学校のうち1校は、実績がない場合も、自ら積極的に、実績なしと記載した指導実績報告書を提出していた。

また、学校教育課では、実績報告書を翌月5日までに提出するように学校に依頼しているが、4月分の指導実績報告書の提出が遅れたため、7月に謝礼が支出されたケースが1件あった。

指導実績について、その状況を適時、網羅的に把握できるよう、指導実績のない月についても、実績なしと記載した指導実績報告書を提出するルールとすることが望ましい。

iv) 指導の計画・評価について（意見）

日本語指導実施要項において、指導内容については、「日本語による日常会話が可能となるよう、当該児童生徒の実情に合わせた日本語指導を行う。ただし、詳細については、学校教育課と指導員が協議の上決定する。」とされている。

指導を効果的に実施するためには、当該児童生徒の実情を踏まえ、指導の計画や方針を決め、指導を有効に行っていく必要があるといえるが、学校教育課では、指導内容については、指導員と学校に任せており、指導の計画を立てて実施されているか把握していない。

また、同要項において、派遣時間数は、原則として週2時間（週2時間×35週＝70時間）とされている。しかし、指導実績報告書を見ると、週2時間の指導が毎月実施できているケースはなく、中には、月に1時間や2時間のみの指導や、年間合計で2時間しか指導できていないケースもあり、そのようなケースでは指導の効果がどれだけ発揮できているのか疑問である。

また、指導の目標についても市では把握されておらず、その評価もなされていない。

指導時間や日時については、指導員を担える人材が少ないこともあり、日本語指導員の都合による面も多いとのことであるが、まずは指導を開始する段階で、各児童生徒のニーズや状況に応じた指導の計画と目標を策定し、その評価をすることで、効果的に進めていく必要があると考える。

(ウ) 小学校外国語活動教材の物品売買契約

i) 概要

本契約において購入する外国語活動教材（テキスト）は、大津市内の全小学校で小学校1年生から外国語学習を行うに当たり、使用するものである。小学校1年生入学時に、全ての児童に対して配付されている。なお、後述のとおり、令和元年度からは貸与されている。

契約金額：5,055,961円（税込み、令和元年度）

納入物：小学校1年生、2年生用テキスト2,986冊（1冊1,700円弱）

業者選定方法：随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に係る随意契約）

ii) テキストについて

市は、テキストを出版している同社と平成27年度～29年度にかけてICTを活用した外国語教育ティーチングメソッドの研究開発を行っている。その成果物として作成された外国語教育に係る指導書（授業の進め方）を作成した際に使用したテキストであり、同指導書に基づき授業を進めるに当たり、本テキストを使用して授業を行うことが有効であることから継続的に使用しているものである。

なお、平成30年度からは、新学習指導要領で使用することとされている文部科学省作成テキストの「We Can!」を小学校3年生～4年生で先行使用しており、また令和2年度からは小学校5年生～6年生で文部科学省検定教科書を使用することとなったことから、現在は小学校1年生～2年生のみで使用することとされている。

また、令和元年度からは、児童に配付するのではなく、貸与する方式に変更しており、小学校2年生が終わった段階で児童から返却を受け、新1年生に貸与することとしている。

iii) 随意契約理由の明記について（結果）

本契約に係る令和元年度の決裁稟議書を確認したところ、随意契約理由が明記されていなかった。随意契約理由としては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるための必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するとのことであるが、決裁稟議書にその旨明記したうえで決裁を受けるべきである。

2. 教員の指導する力と働き方改革

(1) 教員の指導する力

①概要

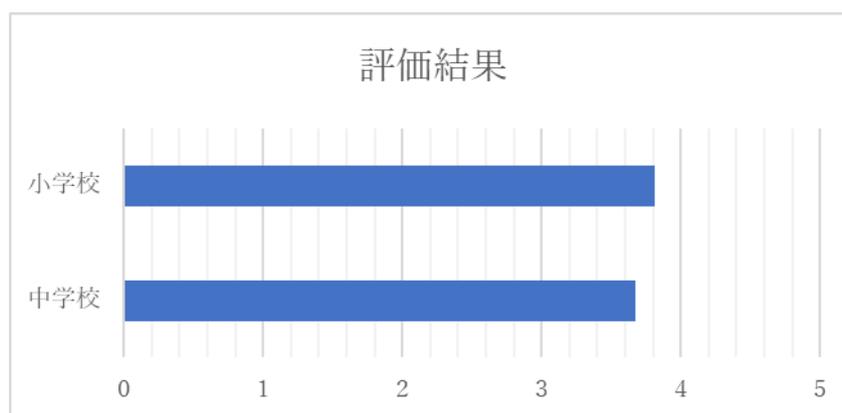
(ア) アンケート調査によるOJTの実施状況と課題点について

市の第3期大津市教育振興基本計画において、「子どもと直接向き合う教員は、自己の崇高な使命や子どもの可能性を開く自主的・創造的な職業であることを深く自覚し、常に研究と修養に努め、自らの専門性の向上を図る必要がある」と記載している。そのため、重点戦略として「子どもと市民に信頼される教職員・学校戦略」を定め、その中の課題事項として「教員の資質向上の課題」を定めるとともに、教員一人ひとりがその指導力の向上を図れるよう様々な取組を計画している。

この点、市は教員の指導力向上の取組として日常的な研修としてのOJTの実践を推進している。

このOJTの実践状況とその効果を確認するために、全校アンケートを行った。アンケート回答内容の要約は以下のとおりである。

【問. OJTの実践状況とその効果を1から5段階で評価してください。】



【問. 評価結果のその理由を記載してください。】

評価点数	その理由
5	<ul style="list-style-type: none"> ・若手教員に対して計画的に研修を行う計画を立て、実行に役立っている。 ・キャリアステージに合わせた研修が計画的に行えている。 ・指導体制の充実につながっている。 ・定期的な研修機会の確保につながっている。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・時間の確保は難しいが、定期的な若手育成に役立っている。 ・定期的なミニ研修を配置し、日々の業務での指導に役立っている。 ・若手教員の学びの良い機会となっている。 ・タイムリーな指導で授業改善に即時性があり、効果が出ている。 ・気軽に相談できる雰囲気づくりに役立っている。
3～2	<ul style="list-style-type: none"> ・交流機会の増加により若手の不安の解消に役立っている。 ・休校等の関係で、うまく実践できていない。 ・業務多忙でなかなか時間がとれないが、交流の良い機会になっている。 ・若手と中堅でペアを作り、相互の学びにつながっている。

【問. OJTの実践における課題と考えている事項を記載ください。】

評価点数	その理由
5	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実践時間の確保が難しい。</u> ・定期的実施しているが、どこまで効果が出ているのか検証できていない。 ・困難な状況が生じた際に支えあえるチーム体制の構築。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>時間の確保が難しい。</u> ・研修内容の充実 ・手本になる中堅教員が少ない。 ・<u>教員の業務スケジュールが朝の登校対応から始まり、完全下校まで連続的に続いており、その後でしか課題共有等する時間がないため、OJTという形が取りにくい。</u> ・若手比率が高く、OJTに適した環境になりにくい。 ・全学年単級の小規模校では指導方法の共有が難しい。 ・働き方改革とのバランスのとり方（超過勤務ができないため）。 ・<u>実際の授業での児童への関わり方や向き合い方は実際の授業の場でしか生じないことが多いが、その瞬間を共有して指導できる環境は生じにくい。</u>
3～2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>時間の確保が難しい。</u> ・学年が異なる教員でペア形成すると、OJT活動を行う時間が取りにくい。 ・何に困っているのか、情報の吸い上げが難しい。

市は、教員が日々の様々な対応業務に追われ、自らの教育実践を振り返るとともに新しい教育課題への対応等、自らの専門性の向上を図るために学び続ける時間を見出すことが難しい現状があることが、教育の資質向上の課題であると考えている。

アンケートの回答結果も同様の結果となっており、OJTの推進により教員間のコミュニケーションの促進や情報交換の機会の増加、研修計画の策定・実行により一定程度の効果を実感しつつも、それを実践するための時間の確保が難しい、という回答が得られている。

(イ) 研修の受講対象者

市は、中核市として教職員の研修権を有している。市は教職員に必要な専門性向上のための知識や技能の習得とともに、法令順守やマネジメント力、調整力等の総合的な人間力を高める研修を市の実態や課題に即し体系的に行っている。

この研修については教育公務員特例法第21条第2項において以下のように定められている。

教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校の校長及び教員（臨時的に任用されたものその他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（出典：「教育公務員特例法」より抜粋）

教員には正規教員である教諭のほか臨時的に任用されたものである講師が含まれる。同項に定める研修については教育公務員特例法においては正規教員である教諭を対象として規定している。

	正規雇用の有無	雇用形態	名称
教員	有	常勤	教諭
	無	常勤	常勤講師 (臨時的任用者)
	無	非常勤	非常勤講師

この点、新卒大学生が常勤講師として現場に赴任し、クラスの担任を持つこともあるため、市では臨時的任用者を対象とした研修を実施している。これら

はスキルアップ研修の中に区分されており、希望研修の範疇に入るため、学校長判断により受講するかどうかが決定されている。

初任者研修の詳細なカリキュラムについては下記のとおりである。

初任者研修（小学校 ①・②班）

目的	教員としての使命感と責任感を養い、授業力や生徒指導力、学級経営力、コミュニケーション力等の実践的指導力を育成する。また、本市教育の課題を把握し、その課題に対応できる指導力の育成を図る。			
対象	小学校新規採用教員			
回	日時	研修内容(形態)	講師	会場
1	①② 4/1(水) 13:30～16:30	◇開講式 ◇教職員の服務と関係法規 ◇初任者研修について ・初任者研修の概要 ・オリエンテーション	センター所長 教職員室員 センター所員	市役所 新館 大会議室
2	①4/21(火) ②4/23(木) 9:30～16:30	◇社会人としてのマナーと接遇の実際(講義・演習) ◇大津市の教育方針と課題(講義) ◇人権教育の推進1 ・大津市における人権教育	学識経験者等 学校教育課員 学校教育課員	大津市 教育 センター
3	①5/12(火) ②5/14(木) 9:30～16:30	◇授業づくり1<授業の基礎・基本>(講義・演習) ・大津市の子どもの学力の現状と課題 ・めあての提示とふりかえりの実施 ◇地域に学ぶ研修について ◇幼稚園実習について(説明) ◇情報教育(講義・演習) ・情報セキュリティポリシー	学校教育課員 センター所員 センター所員	大津市 教育 センター
4	①5/26(火) ②5/28(木) 9:30～16:30	◇メンタルヘルス(講義・演習) ◇授業づくり2<国語科の指導と実践から1> (授業参観・研究協議) ・授業実践の実際	学識経験者等 滋賀大学 教育学部附属 小学校教諭	大津市 教育 センター 滋賀大学 教育学部 附属小学校
5	①6/9(火) ②6/11(木) 9:30～16:30	◇生徒指導力の向上といじめ問題への対応 (講義・演習) ・大津市の生徒指導の現状と課題 ・保護者、地域、関係機関との連携 ◇授業づくり3<道徳科の指導と実践から1> (授業参観・研究協議) ・授業実践の実際	児童生徒支援課員 教諭等	市立 小中学校 ※会場については別途連絡する。
6	①6/23(火) ②6/25(木) 9:30～16:30	◇授業づくり4<特別活動の指導と実践から> (講義・演習) ・特別活動の意義、学級経営、教室経営の在り方 ◇大津市の子どもの体力の現状と課題(講義) ◇特別支援教育(講義・演習) ・大津市の特別支援教育 ・特別な支援を要する子どもへの理解と支援	教諭等 学校教育課員 やまびこ総合支援 センター職員 教育相談センター 所員	大津市 教育 センター
7	①② 7/22(水) 9:30～16:30	◇保幼小中の連携(講義・演習) ◇野外活動研修のあり方(講義・実技)	センター所員 葛川少年自然の家 所員	大津市 教育 センター 他
8	①② 7/30(木) 9:30～12:30	◇授業づくり5<算数科の指導と実践から1> (講義・研究協議) ・学習指導の視点と実際	滋賀大学 教育学部附属 小学校教諭	滋賀大学 教育学部 附属小学校

9	①10/6(火) ②10/8(木) 9:30～16:30	◇授業づくり6<学級経営の指導と実践から> (講義・研究協議) ・2学期からの学級経営	教諭等	大津市 教育 センター
		◇人権教育の推進2(講義・演習)	大学教授等	
10	①10/27(火) ②10/29(木) 9:30～16:30	◇授業づくり7<道徳科の指導と実践から2> (講義・研究協議) ・道徳教育の意義と指導内容 ・資料研究	大学教授等	大津市 教育 センター
		◇授業づくり8<国語科の指導と実践から2> (講義・研究協議) *担当学年の教科書を持参すること	教諭等	
11	①11/10(火) ②11/12(木) 9:30～16:30	◇児童生徒理解と教育相談の進め方(講義・演習) ・教育相談センターの役割 ・教育相談の進め方と実際	教育相談センター 所員	市立 小中学校 <small>※会場等については別途連絡する。</small>
		◇授業実践の実際(講義・授業参観・研究協議) ・初任者の授業	教諭等 センター所員	
12	①11/17(火) ②11/19(木) 9:30～16:30	◇消費者教育の推進(講義・演習) ◇授業づくり9<生活科・社会科の指導と実践から> (講義・演習)	学識経験者等 教諭等	大津市 教育 センター
		◇授業づくり10<理科の指導と実践から> (講義・演習)	科学館員	
13	①1/19(火) ②1/21(木) 9:30～16:30	◇地域に学ぶ研修を終えて ◇学校徴収金等について	センター所員 学校事務職員等	大津市 教育 センター
		◇授業づくり11<算数科の指導と実践から2> (講義・研究協議) ・学習指導の視点と実際 *担当学年の教科書を持参すること	教諭等	
14	①2/2(火) ②2/4(木) 9:30～16:30	◇授業づくり12<外国語活動の指導と実践から> (講義・研究協議) ・学習指導の視点と実際	教諭等 学識経験者等	大津市 教育 センター
		◇食に関する指導の進め方(講義・演習) ◇防災教育と安全教育(講義・演習) ◇研修と自己成長(講義・研究協議)	栄養教諭等 市役所関係職員等 センター所員	
15	①2/16(火) ②2/18(木) 9:30～16:30	◇アンガーマネジメント(講義・演習) ◇2年次に向けて(説明)	教育相談センター 所員 センター所員	大津市 教育 センター
		◇信頼される教師を目指して(講話) ◇未来への展望 ◇閉講式	校長 センター所長 センター所員	
幼稚園実習 6月～11月 ※夏季休業中は除く		幼稚園の教育実践から学ぶ(講義・保育参観・実習) ・幼児教育について	園長 教諭	市立 幼稚園
地域に学ぶ 6月～11月		地域に触れる体験(訪問・講話・参観・実習 等)		各施設 等
[選択研修] (半日) 5月～2月末		教科等領域別研究会等に1回以上参加する。 (研究会の全体会・授業研究会・夏季公開研修講座等) ※できる限り授業研究会に参加することが望ましい。 ※開催日時等については、OIE-NET教職員向けWebページ「教科等領域別 研究会 開催情報」にて確認すること。		市立 小中学校

(出典：「大津市ホームページ」より抜粋)

他方、臨時的任用者が受講する研修のカリキュラムは以下のとおりである。

臨時的任用教員研修（小・中学校）

目的	教員としての使命感と責任感を養い、教育活動に必要な基礎的・基本的技能の習得を図り、実践的指導力を育成する。また、市の生徒指導の現状や課題を把握し、事例等を通して生徒指導力の育成を図る。
対象	校長が受講を希望する臨時的任用教員〔小・中〕

回	日時	研修内容(形態)	講師	会場
1	6/2(火) 14:00～16:45	◇開講式 ◇生徒指導力の向上といじめ問題への対応 ◇授業づくり<授業の基礎・基本> ・天津市の子どもの学力の現状と課題 ・めあての提示とふりかえりの実施	センター所長 児童生徒支援課員 学校教育課員	天津市 教育 センター
2	小学校 7/30(木) 9:30～12:30	◇授業づくり<算数科の指導と実践から> (講義・研究協議) ・学習指導の視点と実際	滋賀大学 教育学部附属 小学校教諭	滋賀大学 教育学部 附属小学校
	中学校 7/30(木) 9:30～12:30	◇授業づくり<教科別研修>(講義・研究協議) ・授業実践における工夫 ・評価のあり方 ・模擬授業等	教諭等	天津市 教育 センター
3	11/26(木) 15:00～16:45	◇特別支援教育(講義・演習) ◇閉講式	やまびこ総合支援 センター所員 センター所長	天津市 教育 センター
	〔選択研修〕 (半日×1回) 7月～10月	□「教師の心と技を磨く研修1～4」 □「教師の心と技を磨く全体研修会」		左記から 1つ選択

(出典：「天津市ホームページ」より抜粋)

初任者研修としては18日の枠が用意されているが、臨時的任用教員研修は4日程度であり、その量にも大きな差がある。

また、正規教員の初任者研修には、後補充が制度上担保されており、初任者研修に出席する際の不在時に代替りの教員を手配することができ、教員の空白が生まれないように研修環境が整備されている。一方で、新任の講師が臨時的任用教員研修を受ける際はこのような後補充は確保されておらず、学校の自己負担で研修を受ける体制を準備する必要がある。

(ウ) 教員の年齢構成の推移

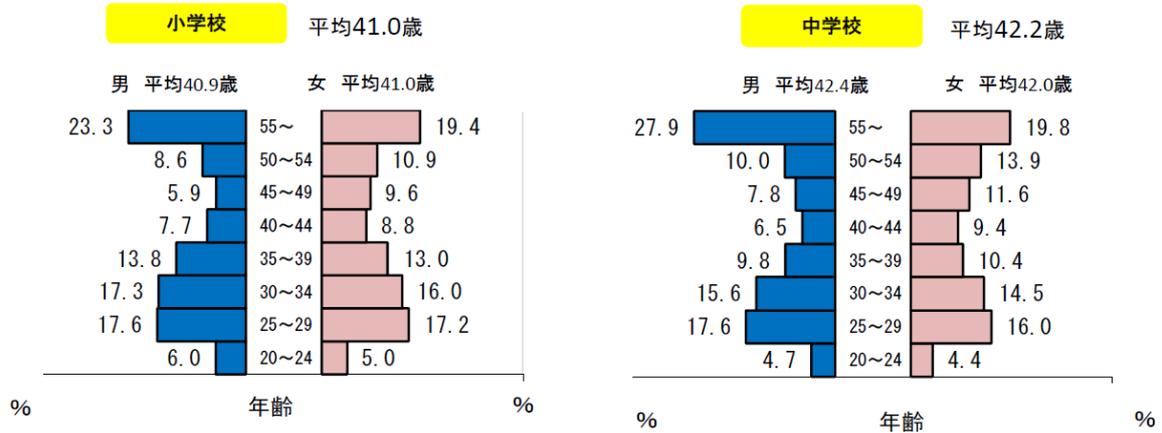
市独自の教員の年齢構成は管理されていないため、滋賀県全体の公立学校教員の年齢構成で見た変化は以下のとおりである。

上段は令和元年5月1日現在の年齢構成で、下段は10年前の平成21年5月1日現在の年齢構成となっている。

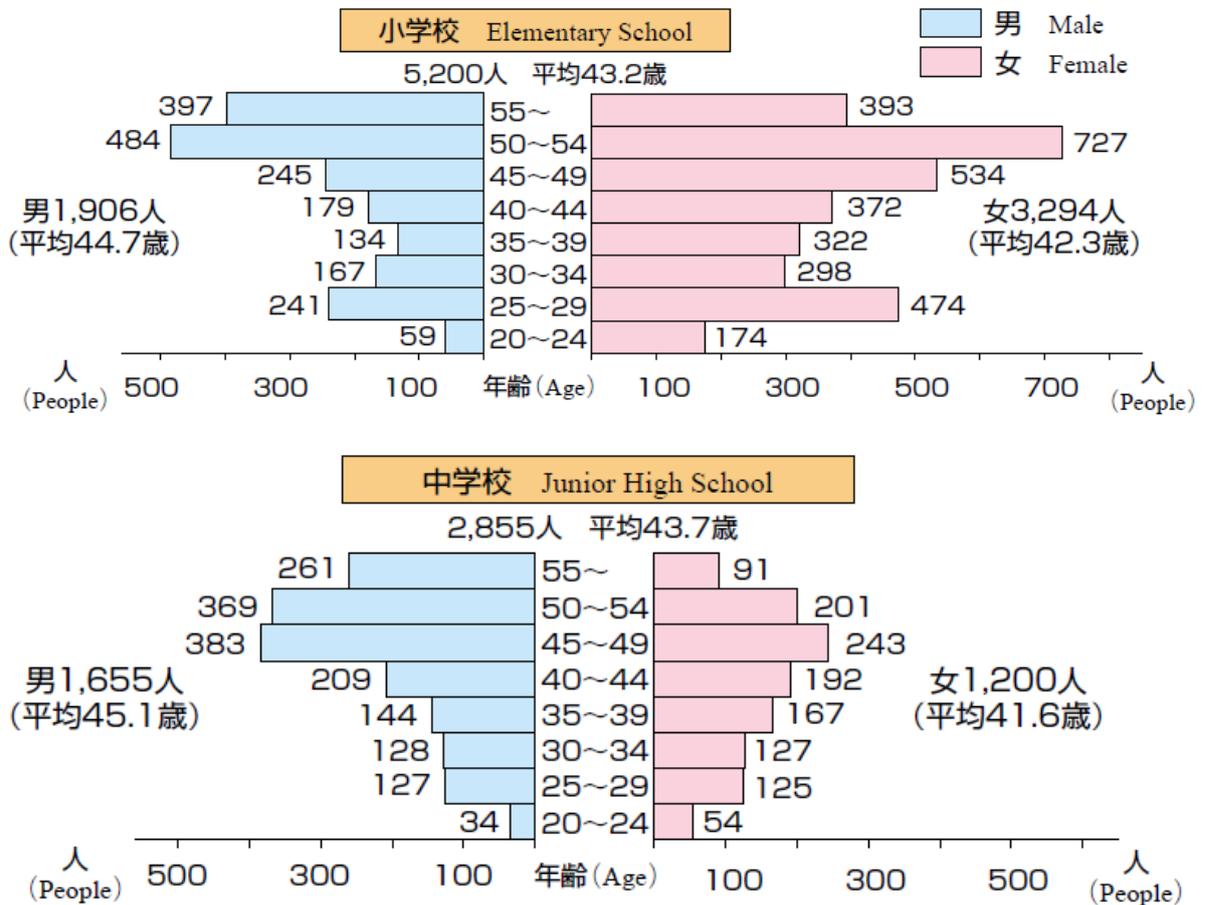
公立学校教員の年齢構成

(令和元年5月1日現在)

男
女



公立学校教員の年齢構成 (平成21年5月1日現在)



(出典：「リーフレット 滋賀の教育」より抜粋)

第2次ベビーブーム世代が学齢期に達した昭和50年代、児童生徒の増加に対応するため大量の教員が採用された。その影響でその後の採用人数は減少していたが、現在この層が定年退職を迎えており、その穴埋めのため新規採用の増加が生じている。

その結果、現在の教員の年齢構成は50歳以上のベテラン教員が約3割、35歳未満の若手層教員が約4割となっており、中堅のミドルリーダー層、特に40代の教員が極端に少ない年齢構成となっている。

今後、数年で55歳以上の年齢層の教員が退職すると、教員の平均年齢は大きく低下してくることが予想される。

ミドルリーダー層の教員は学校全体のマネジメントへの関与が期待されるとともに、学年の主任クラスとして若手とベテランの仲介役や学年の取りまとめ等多忙である。若手教員が増えることでOJT等若手の指導役も期待される。この多様な期待のあるミドルリーダー層の数が極端に少ないことは学校運営上大きな課題となる。

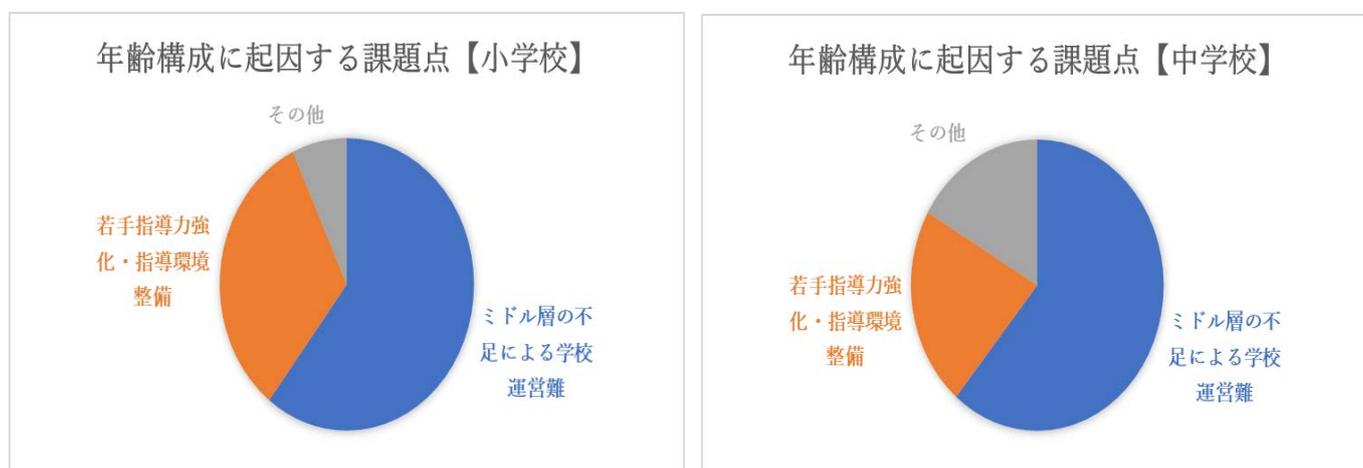
(エ) アンケート調査による年齢構成の問題点の把握

全校アンケートの中で「現況の教員の年齢構成について、課題・問題となる事項」について自由記載形式での質問を行った。

自由記載形式の質問であるため、回答内容を包括外部監査人の判断で割り振りを行ったうえで、回答内容の割合を把握すると下記のとおりであった。

(注：振り分け不可のものは該当項目全てに1票あったものとして集計している。)

図のとおり、集計結果は小学校、中学校とも似た傾向があり、約6割の学校がミドル層不足による学校運営難を指摘し、約3割の学校が若手指導力強化・指導環境整備の必要性を指摘している結果となった。



アンケートで回答された内容を要約すると以下のとおりである。

課題点	具体的内容
ミドルリーダー層不足による学校運営難	40代教員が極端に少なく、学校全体を引っ張っていく存在の不足
	ミドルリーダー不足による若手牽引できる人、目標となる人の不足
	ミドルリーダー不足による、若手指導時間の不足
	若手とベテランのつなぎ役の不足
若手指導力強化・指導環境整備	ミドル層への業務負荷集中
	毎年新任教員が赴任すること・ベテラン層の退職による学校全体の指導力の低下 ⇒指導力の承継が急務
	ミドルリーダー多忙によるOJT時間の確保の困難
	保護者の支援・連携の際の経験不足
	若手のみでの試行錯誤による超過勤務の増加

上記課題を両方合わせて記載している内容も多くみられた。ミドルリーダー層の不足により、ミドルリーダー層の業務負荷が大きくなり、その影響を受けて、若手教員への指導時間の十分な確保が難しくなっている、という点はその代表である。人員構成がアンバランスになることにより、学校運営には様々な困難が生じているということが実際の声として確認することができた。

②実施した監査手続

- ・教員の指導する力と教員の質と量の確保について概要を把握するために関連資料の閲覧及び担当課への質問を実施した。
- ・市の公表物等の内容を分析し、市の分析内容の妥当性及び施策内容の有効性を検討した。
- ・全校アンケートを実施し、現場の実態の把握を行った。

③結果及び意見

(ア) 講師の研修機会の充実の必要性（意見）

教育公務員特例法第21条第2項において正規教員に対する研修を実施しなければならない旨は定められているが、臨時的に任用されたものである講師についてはその限りではない。

全ての講師の指導力が問題となるわけではないが、新卒者や現場経験の無い者が講師として現場に赴任することもあるため、講師についてもその実践的指導力は一定程度のものが要求される。教育公務員特例法が講師についての研修を義務付けているわけではないが、こうした講師についても正規教員同様に担

任を持ち、教壇に立つ以上、教育を受ける側にとって両者の違いはなく、教育の質のレベルを一定以上に保たれていることが期待されている。

この点、市は臨時的任用教員研修を用意し、その指導力の向上を図る施策を実施している。しかし、臨時的任用教員研修では研修受講中の欠員補充が行われないため、実際に講師を臨時的任用教員研修に参加させるには一定のハードルがある。実際、小規模の学校では新任の講師のフォローアップをしきれないため、新任の講師の受け入れは難しい、という意見も全校アンケートや学校現地調査の中で確認できた。

ベテラン教員の大量退職に伴う若手教員の割合の増加という状況や、教諭（正規教員）に対する講師（臨時的任用職員）の割合が増加している状況も鑑みると、講師の研修機会の充実を図る必要がある。時間的余裕の確保を通じて学校長が講師を研修に送り出しやすくするとともに、講師に対する研修のフォローアップ体制の構築が求められる。

(イ) WEB を活用した研修環境の整備（意見）

現状、全教員必修の研修は無いが、大津市教育振興基本計画の内容や全国学力・学習状況調査結果の概要及びその対策等は全教員が理解し、教育の現場に生かすべき事項である。また、優良と認められる授業の内容・やり方等は教員の指導力向上に期待できるものであり、全教員が確認するに足る情報であると考えられる。

こうした全教員が知るに足る情報はその内容を研修として整理し、それを録画することで、教員共有システム上に公開する等の方法で全教員がいつでも、何度でも視聴できる環境を整備することができる。そうすることで、各教員のスケジュールを調整する必要なく、全教員が受講可能な研修を準備することができる。モデルとなる授業を何度でも視聴し、より深度ある授業研究を行うことも可能となる。また、こうした録画研修等を活用することで、へき地でも、小規模校でも多様な研修や考え方に触れる機会を提供できる点も期待できる。

現状の市のシステム環境では上記を実現することは難しいようであるが、今後のICTの活用はもっと推進されていくことは明らかであり、教員の研修環境についてもそういった環境変化を踏まえた対応を検討していくことが必要である。

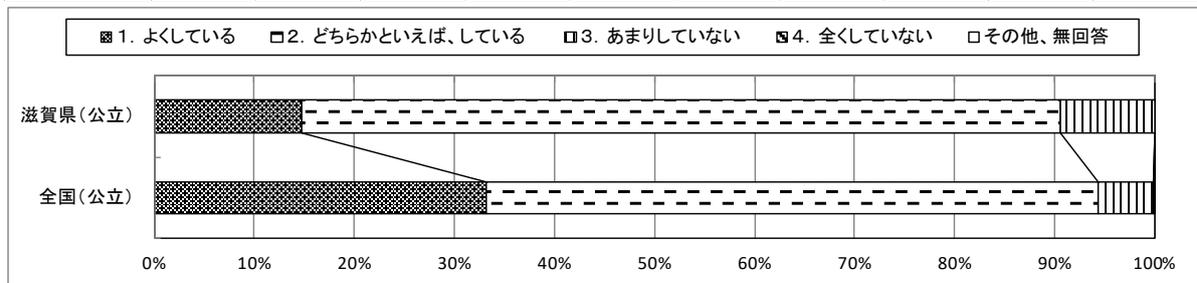
(ウ) 研修の重要性の再認識と受講機会の確保（意見）

全校アンケートを実施した結果、様々な対応業務に追われ時間の確保が難しいことや、教員の年齢構成の不均衡からミドルリーダー層への業務負荷の集中、日々のOJTによる研修の実施への弊害という問題が生じており、その結果として、これまでの経験知や優れた指導技術等の伝承に課題が生じ、学校運営そのものの困難さが顕在化していることが確認できた。

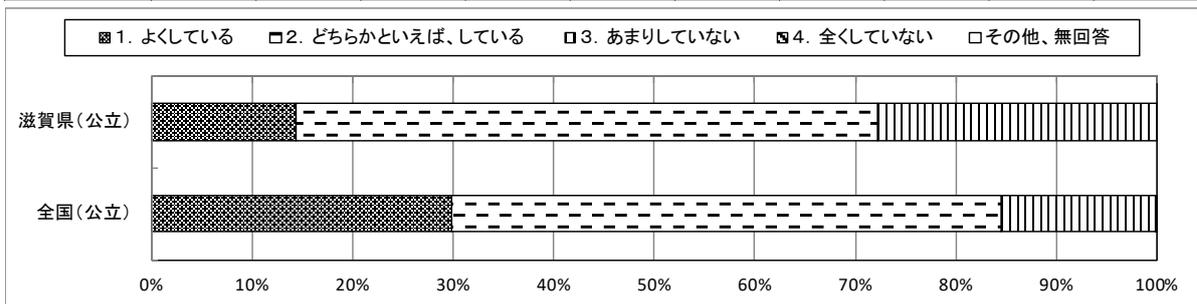
また、平成31年度（令和元年度）の学校質問紙調査の回答の中に下記の項目が含まれている。

上段は小学校、下段は中学校の質問紙調査の結果の抜粋である。

質問番号	質問事項									
(27)	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させていますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
滋賀県(公立)	14.8	75.8	9.4	0.0						0.0
全国(公立)	33.2	61.2	5.5	0.0						0.1



質問番号	質問事項									
(27)	教員は、校外の教科教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加していますか									
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他、無回答
滋賀県(公立)	14.4	57.7	27.8	0.0						0.0
全国(公立)	29.9	54.6	15.3	0.1						0.1



(出典：「国立教育政策研究所ホームページ」より抜粋)

この質問項目では、教員の研修活動への参加状況や活用状況を示しており、滋賀県の肯定的な回答の割合は小学校、中学校とも全国平均より低いものとなっている。市についても同様の傾向があることを教育委員会へのヒアリングにより確認しており、市にも同様の課題があるといえる。

もちろん校内での研修で対応している場合もあるため、一概に悪いと断定できるものではないが、校内においても研修の時間の確保に苦労している現状があることは全校アンケートでも確認したとおりである。

教員の学校教育の実践的専門家としての力量は、日々の教育実践や教員自らの研究と修養により向上するものであるため、今一度研修の重要性を再認識し、研修の受講機会の拡充を図る必要がある。個々の教員については、日々の事務手続のわずかな見直しや運用方法の変更等で研修時間の確保を図り、教育委員会はその実現を図るべく、教員のサポート及び仕組みの改定等を推進し、相互に協力してより良い研修環境を整備していくことを期待したい。

(エ) 若手教員の指導力強化に向けた取組（意見）

経験豊富なベテラン教員の大量退職に伴い、若手教員の採用が多い年が続き、教員の年齢構成の不均衡な状況が続くことが想定される。ミドルリーダー層となる40代前後の教員は全国的に不足しており、この層の教員を今後増やすことは難しい。

そのため、今後の学校運営を支えていくのは若手教員であり、若手教員に対する学校文化の承継、教育ノウハウの伝授が喫緊の課題である。

教員は皆授業を行っているため、若手教員が実際に指導している現場でリアルタイムに指導することは難しく、また、実際に対応しているところを見せることも困難で、ここに教育現場のOJTの課題がある、という現場の声が全校アンケートの中に見られた。

例えば、退職した教員に若手教員の指導を依頼し、実際に授業の様子をモニタリングし、適時助言指導を行う、ということや授業の様子を映像として記録し、録画内容を事後に確認することで事後フォローアップを行う、といったことも考えられる。

リソースは限られているが、若手教員の指導力向上が今後の教育現場の要となることから、若手教員はこの状況を理解し、自己の指導力の絶えまぬ研鑽を遂行するとともに、教育委員会は若手教員の育成にこれまで以上に注力し、研修体制の整備、業務環境の改善等を図ることを期待したい。

(2) 働き方改革

①実施した監査手続

- ・勤務時間の管理状況について担当課に対して質問を行った。
- ・学校現地調査において、勤務時間の管理状況について質問及び証憑閲覧を行った。

②結果及び意見

(ア) 勤務時間の管理・集計

i) 客観的方法による労働時間管理の徹底（意見）

第2. 監査対象の概要4. 教員の指導する力と働き方改革の項で記述したとおり、校長や教育委員会等は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に従い、客観的方法等により勤務時間の管理をすべきとされている。

実際、長時間勤務を減少あるいは削減するためには、その前提として勤務時間の適正な把握・管理が必要であることは言うまでもない。

下記の文部科学省「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、都道府県単位では、①（ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している）66.0%、②（校長等の現認により客観的に把握している）12.8%、③（庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している）36.2%、④（③以外の方法による本人からの自己申告により把握している）2.1%となっており、市区町村単位では、①47.4%、②19.1%、③35.3%、④11.0%となっている。なお、これらは複数回答のため、合計が100%を超えている。

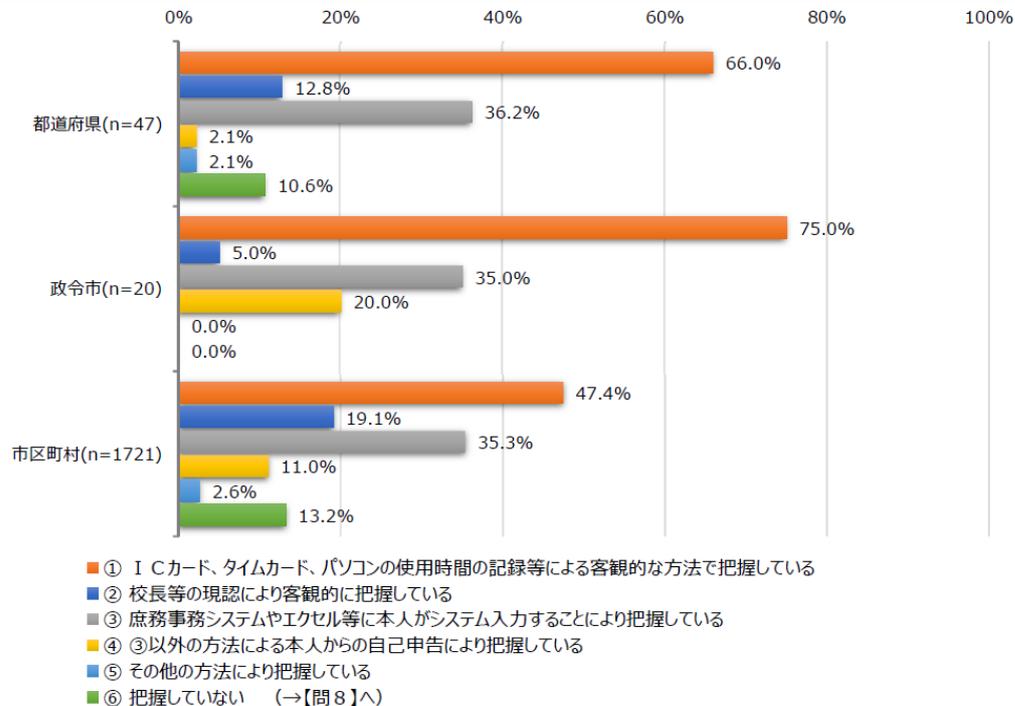
調査項目 1. 教育委員会における教職員の勤務実態の把握

【問1】域内の学校における「在校等時間」等※の把握の方法について、該当するもの（複数回答）

※「在校等時間」等：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）（以下「上限ガイドライン」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握している時間を想定。）

※参考…働き方改革推進法による改正（平成31年4月1日施行）後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者の義務とされたことを踏まえ、文部科学省が策定した上限ガイドラインにおいて、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測することとしている。

	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1721)
件数			
① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している	31	15	816
② 校長等の現認により客観的に把握している	6	1	328
③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している	17	7	608
④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している	1	4	190
⑤ その他の方法により把握している	1	0	44
⑥ 把握していない（→【問8】へ）	5	0	228
割合			
① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している	66.0%	75.0%	47.4%
② 校長等の現認により客観的に把握している	12.8%	5.0%	19.1%
③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している	36.2%	35.0%	35.3%
④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している	2.1%	20.0%	11.0%
⑤ その他の方法により把握している	2.1%	0.0%	2.6%
⑥ 把握していない（→【問8】へ）	10.6%	0.0%	13.2%



（出典：「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」より抜粋）

市では、パソコンの電源ON、電源OFFを基準に勤務時間を管理し、並行して各教職員に超過勤務申告書を作成・提出させている。

これは、パソコンの電源ONが教職員の勤務開始時間と連動しておらず、学校の始業時間が教職員の勤務開始時間と固定されているため、始業開始までの朝の勤務時間がデータ上認識されないほか、土日の勤務や持ち帰り時間もデータ

上管理できないことから、自己申告により勤務時間の管理を補充しているものである。

このように、市では、パソコンの使用時間の記録とエクセル等に本人がシステム入力する方法を併用して教職員の勤務時間を管理しているが、自己申告制はあくまで例外的に認められる方法であって、原則的には客観的方法等による勤務時間管理が求められていることから、パソコンの使用時間の記録等といった客観的方法による勤務時間の管理を徹底することが望まれる。

また、市が自己申告制併用を続ける場合であっても、前述のとおり、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、自己申告による場合にいくつかの事項を求めており、当該事項を遵守する必要がある。

ii) 持ち帰り時間の把握及び縮減に向けた取組（意見）

現在、市では、持ち帰り時間を超過勤務申告書に記入させているが、実態に合致していない可能性がある。

「天津市立学校園の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」では、「持ち帰り業務が行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを行うこと。」とされている。

この点、個人情報携出簿上、資料等を持ち帰っている教職員については自宅で業務を行っていると思われるが、それに比して明らかに超過勤務申告書上の持ち帰り時間が短い等といった場合、同方針に従って、実態把握を行うとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を行うことが必要と考えられる。

iii) 教育委員会への集計報告方法の改善について（意見）

各学校は、教育委員会に対して、3か月毎に教職員の勤務時間等を報告することとされているが、これは、基本的には、教育委員会からの要請に従い、パソコンの使用時間の記録に基づいた勤務時間に、超過勤務申告書上の朝の超過勤務時間と土日祝日の勤務時間を併せたものを集計して報告している。

しかしながら、超過勤務申告書上の朝の超過勤務時間と土日祝日の勤務時間については、教職員が作成した超過勤務申告書を手作業で集計しており、それなりに負荷がかかっているようである。

また、手作業で個別集計するのが負担ということもあり、パソコンの使用時間の記録による勤務時間合計に、朝の超過勤務時間及び土日祝日の勤務時間の

過去平均時間を合算している学校も見受けられたが、この方法では勤務時間の実態に合致しておらず、適切に管理しているとは言い難い。

この点、例えば、超過勤務申告書のデータを自動的に集計できるようなプログラムを組んで各学校に配布する等、各学校における超過勤務時間の集計・報告の負担・負荷を軽減する工夫が望まれるところである。

(イ) 長時間勤務の原因分析、改善に向けた取組（意見）

教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化している。

下記の「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、直近の令和元年6月分では、小学校の教職員は、①（45時間以下）46.7%、②（45時間超～80時間以下）40.1%、③（80時間超～100時間以下）10.1%、④（100時間超）3.1%となっており、45時間超が過半数を超えている。

また、中学校の教職員は、①33.3%、②39.1%、③16.2%、④11.3%となっており、45時間超が3分の2を超えており、100時間超も1割を超えている。

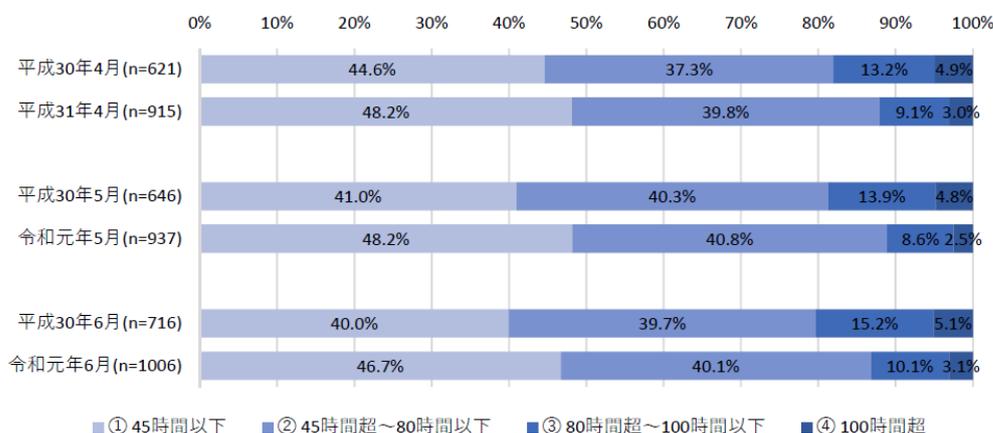
ちなみに、小学校、中学校ともに、平成30年分（4～6月）よりも令和元年分（4～6月）が①45時間以下、②45時間超～80時間以下の両方の項目で増加している一方、③80時間超～100時間以下、④100時間超の両方の項目で減少している。

【問3-1～3、6～8】域内の学校における教職員の、令和元年度及び平成30年度の4～6月の各月について、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間（参考値）

- ※ 問2で①と回答した場合はすべての学校の状況を、②の場合は、把握している学校のみ状況を回答
- ※ 回答時点において、教育委員会にデータが集約されておらず、各学校に確認しないと回答できない場合については、回答不要とした。
- ※ 今年度はプレ調査として実施したため、全数調査ではなく、あくまでも詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会（= n 値）の回答のみをもとに算出したもの
- ※ 回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの
- ※ 集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみデータであるため、あくまでも参考値として整理

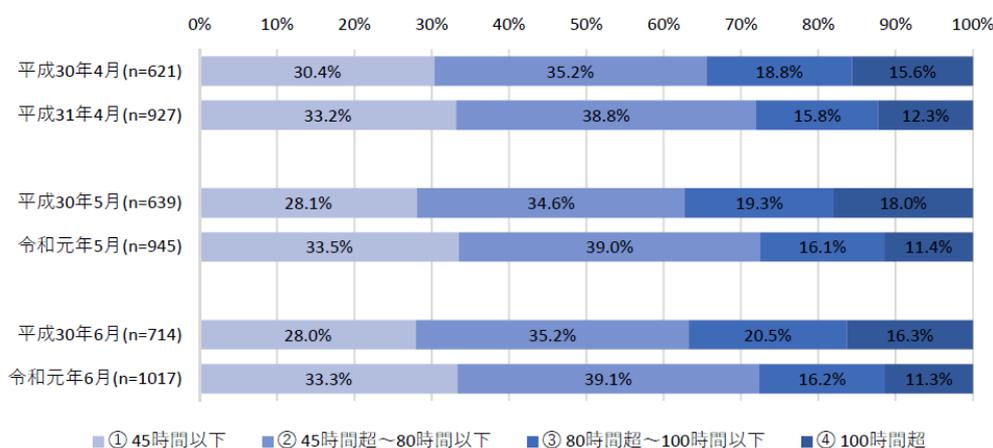
小学校（義務教育学校前期課程含む）

	平成30年4月 (n=621)	平成31年4月 (n=915)	平成30年5月 (n=646)	令和元年5月 (n=937)	平成30年6月 (n=716)	令和元年6月 (n=1006)
平均割合						
① 45時間以下	44.6%	48.2%	41.0%	48.2%	40.0%	46.7%
② 45時間超～80時間以下	37.3%	39.8%	40.3%	40.8%	39.7%	40.1%
③ 80時間超～100時間以下	13.2%	9.1%	13.9%	8.6%	15.2%	10.1%
④ 100時間超	4.9%	3.0%	4.8%	2.5%	5.1%	3.1%
回答者数(n)	621	915	646	937	716	1,006



中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む）

	平成30年4月 (n=621)	平成31年4月 (n=927)	平成30年5月 (n=639)	令和元年5月 (n=945)	平成30年6月 (n=714)	令和元年6月 (n=1017)
平均割合						
① 45時間以下	30.4%	33.2%	28.1%	33.5%	28.0%	33.3%
② 45時間超～80時間以下	35.2%	38.8%	34.6%	39.0%	35.2%	39.1%
③ 80時間超～100時間以下	18.8%	15.8%	19.3%	16.1%	20.5%	16.2%
④ 100時間超	15.6%	12.3%	18.0%	11.4%	16.3%	11.3%
回答者数(n)	621	927	639	945	714	1,017



（出典：「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」より抜粋）

市では、令和元年度の教員1人当たり月平均超過勤務時間は、小学校37校全てで45時間以下であり、その平均値は26.0時間であった。

また、中学校18校のうち、17校で45時間以下、1校が45時間超であり、その平均値は33.9時間であった。

このように、市の小学校、中学校いずれも、超過勤務時間が全国平均と比べても比較的少ないものと思われるが、長時間勤務が教員の教える力を低下させてしまう可能性に鑑みると、さらなる長時間勤務の削減が望まれる。

なお、その前提として、教職員の長時間勤務の原因を分析して改善につなげるためにも、どの業務にどの程度の時間がとられているか、また、どの業務が負担になっているか等といった分析が必要と思われる。

超過勤務時間の削減に向けては、学校支援システム（校支援）等のICTを活用した業務の効率化・省力化、教職員の業務の平準化のほか、現在、配置を拡充しているSSS（スクールサポートスタッフ）の有効な活用等が考えられる。

（ウ）働き方改革に向けた教職員の意識改革、教育・研修の充実（意見）

概要でも述べたように、教職員の多忙さが深刻な問題となっており、長時間労働という問題が顕在化しているが、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」でも「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教師人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的」であるとされており、働き方改革を通じて教員の教える力を高め、それにより児童・生徒の学ぶ力も高まるという関係にあると考えられる。

この点、子どものためという使命感に基づき、長時間勤務を厭わないという考えがあるかもしれないが、同答申の「はじめに」で、「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならないものである。」とされているように、働き方改革は子どものためにもなるという意識改革が必要であり、そのためにも教職員への研修等を通じた啓蒙が望まれる。

ところで、下記の「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」によると、全国的には、管理職については、都道府県単位では、①（既に実施した又は実施中）は93.6%であり、大半が既に実施した又は実施中であるのに対して、市区町村単位では、既に実施した又は実施中が半数に満たない状況であり、②（実施に向けて検討中）と③（特に取り組んでいない、取り組む予定はない）の合計が過半数となっている。

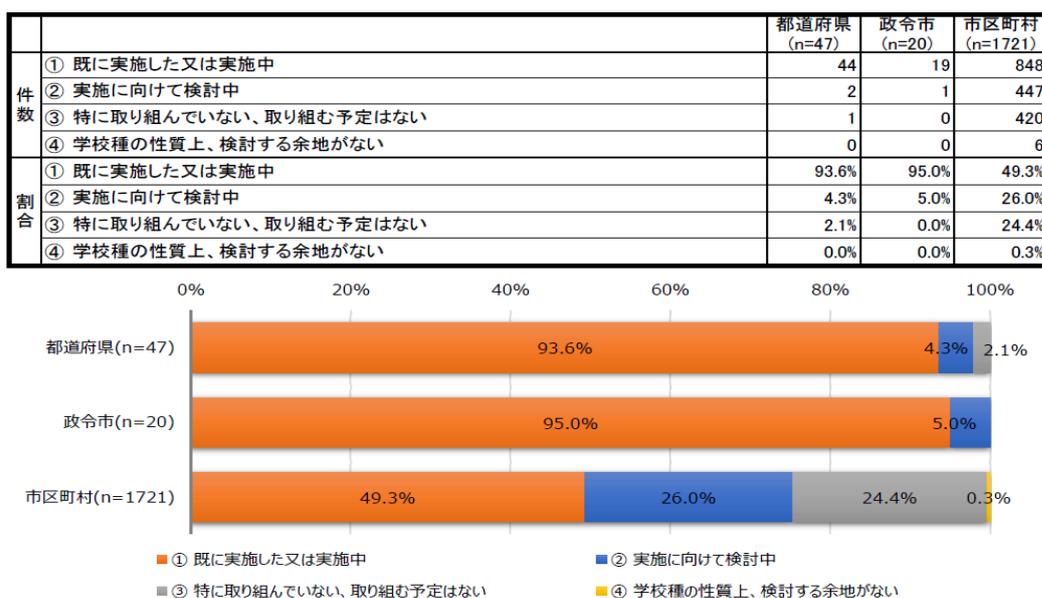
また、管理職以外の教員等については、都道府県単位では、①が63.8%と大きく下がっており、市区町村単位では、①が20.7%とさらに大きく下がり、②及び③がいずれも約4割となっている。

調査項目 2. 教育委員会における具体の取組状況

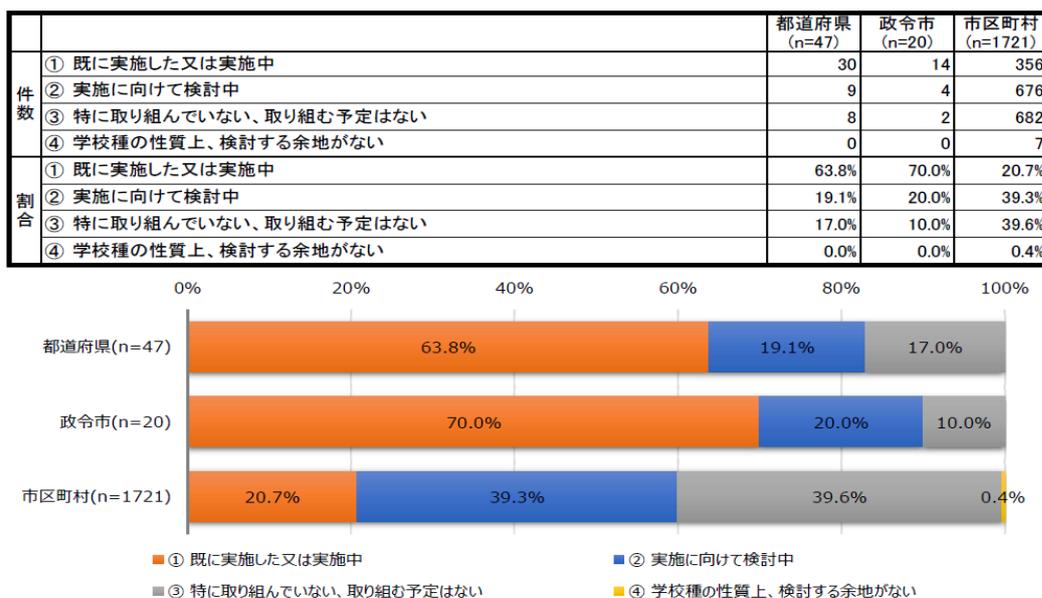
【問 1】取組状況

分野別 1：推進するための枠組みや体制がどれだけ整備できているか

分野1-⑦管理職に対して、働き方改革に関する研修を実施している



分野1-⑧管理職以外の教員等に対して、働き方改革に関する研修を実施している



(出典：「令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査結果」より抜粋)

市では、管理職だけでなく、管理職以外の教職員に対しても働き方改革に関する研修を実施しているが、引き続き研修を続けるとともに、その内容をさらに充実・改善させる取組が望まれる。

(エ) 教職員に対する面接指導の有効化対策（意見）

「長時間労働を行った大津市立小中学校教職員に対する面接指導等実施要項」に従って平成30年度及び令和元年度における面接指導を受ける必要があると判定された人数のうち、面接指導を希望した人数の割合は以下のとおりであった。

	平成 30 年度		令和元年度	
	面接指導を受ける必要があると判定された人数	面接指導を希望した人数（割合：%）	面接指導を受ける必要があると判定された人数	面接指導を希望した人数（割合：%）
小学校	68 人	2 人 (2.9%)	83 人	2 人 (2.4%)
中学校	79 人	0 人 (0.0%)	70 人	1 人 (1.4%)

（出典：実施したアンケートをもとに包括外部監査人が作成）

以上のように、面接指導を受ける必要があると判定された教職員のうちほとんどが面接指導を希望していない。

また、各学校が教育委員会に毎月提出している「時間外労働等を行った教職員に係る面接指導の実施結果等」を閲覧したところ、面接指導を希望しない理由として、疲労感がない、自己管理により健康を保っているため、休日等に休養をとることで疲労が回復できているため、疲労感はあるが体調に問題はなく、面接を受けるほどではない、等といったものが挙げられており、ほとんどの理由が同じようなものであった。

これは、学校の負担を軽減するために、同書類において予め定型的な理由を複数用意していることに起因するものと思われる。

実際のところ、こうした理由に基づいて面接指導を希望していない可能性も否定できないが、一部閲覧した範囲で、面接指導を受けても仕方がない、面接指導を受ける時間をもったいない、面接指導を受ける時間がない、過去に面接指導を受けたが何も効果がなかった、といった理由が挙げられていた。

仮に、教職員が特別休暇等で長期間休養した場合、他の教職員への負担が増大することになるし、長期間休養しない場合であっても、長時間労働が原因で教員の教える力が低下してしまうといったことは十分考えられる。

そこで、予防策としての面接指導を有効に活用すべく、教職員への周知・啓蒙等を行うとともに、教職員が面接指導を受けてもいいと思えるような工夫・取組が望まれる。

3. 学校施設と統廃合

(1) 実施した監査手続

- ・関連資料を閲覧するとともに担当者に対してヒアリングを行った。

(2) 監査の結果及び意見

①大幅に児童数が減少している学校の統廃合について

(ア) 検討が必要な学校

「第2. 監査対象の概要 5. 学校施設と統廃合 (3) 学校の統廃合」に記載の適正化ビジョンでは、市を7つのブロックに分け、地理的特性や各学校の児童生徒数、将来動向について詳細な検討が行われている。

また、学校規模等適正化について、教育的観点から検討が必要な学校が挙げられているが、包括外部監査人が同資料を確認し、そのうち以下の4校の小学校について現状を確認した。

4校の選定条件は、a) 児童生徒数がもともと少ない、又は急激に減少している学校のうち、b) 地理的に比較的近い場所に他の小学校が存在する学校である。なお、中学校については、生徒数の状況から、そこまで深刻な状況に至っている学校が見受けられなかったため、選定していない。

	学校全体の児童生徒数 (名)			近隣小学校 (カッコ内は学校からの距離)
	平成28年度実績	令和2年度予測	令和12年度予測	
小野小学校	146	107	70	真野、和邇 (各々約1.5km)
仰木小学校	83	82	64	仰木の里 (約1km)
日吉台小学校	157	128	95	坂本 (約1.5km)
上田上小学校	72	60	45	青山 (約2km)

※ 予測値は、大津市立小中学校規模等適正化ビジョンによる。

(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

i) 小野小学校

a) 場所、特性、児童数の推移

小野小学校の校区は旧志賀町に属しており、もともとは和邇小学校に通学していたが、ニュータウンの開発に伴って児童生徒が急増することとなったことから、昭和55年度に設置されたものである。

ここ数年はニュータウンの高齢化に伴い、大幅な児童数減となっており、適正化ビジョンでは平成28年の146名から、令和2年には107名、令和12年には70名まで半減すると予測されている。

なお、令和2年度は実際には111名となっており、想定までの減少には至っていないものの、わずか4年で大幅な児童数の減となっている。

〈近隣の地図〉



(出典：「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」より抜粋)

地図上は、真野北小学校が一番近く立地しているように見えるが、山を迂回しないと行けないため、真野小学校、和邇小学校の方が比較的通学が容易である。

b) 適正化ビジョンに対する地元の意見

平成29年1月17日に地元に対する説明会を実施している。

地元からの意見としては、

- ・地域のコミュニティの拠点として、地域に存続させる必要性
- ・将来の人口減少が実際にそのようになるのか、人口活性化策の必要性
- ・通学区域の適正化の必要性

等、様々な意見が出されている。